

構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会 地域活性化部会（第 77 回）
議事次第

令和 4 年 2 月 1 8 日（金）
1 0 : 0 0 - 1 2 : 0 0
永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

（議 事）

1. 開会
2. 令和 3 年度の評価について
 - ・ 特例措置番号 4 0 9
地方公務員に係る臨時的任用事業について
 - ・ 特例措置番号 1 2 1 9
特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業について
 - ・ 特例措置番号 1 2 2 8
民間事業者による公社管理道路運営事業について

（配布資料）

資料 1 令和 3 年度の評価対象となる規制の特例措置一覧（地域活性化部会）

資料 2 規制の特例措置の関連資料

資料 2－1 特例措置番号 4 0 9 の関連資料

資料 2－2 特例措置番号 1 2 1 9 の関連資料

資料 2－3 特例措置番号 1 2 2 8 の関連資料

参考資料 1 評価・調査委員会委員名簿

参考資料 2 評価・調査委員会専門部会委員名簿

参考資料 3 構造改革特別区域基本方針（評価・調査委員会関連部分抜粋）

**令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(地域活性化部会)**

資料 1

所管省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	過去 評価時期	認定件数 (第55回認定まで)
総務省	409	地方公務員に係る臨時的任用 事業	法律	通常1年以内しか認められない地方 公務員の臨時的任用について、地域 固有の課題に対応する必要等がある 場合は、1年を超えて任用を認め る。	平成29年度	0件
国土交通省	1219	特殊な大型輸送用車両による 港湾物流効率化事業	告示 通達	港湾施設である道路において保安基 準に一部適合しない特殊な大型輸送 用車両を用いる場合、当該車両が通 行可能となるよう、車両の寸法や重 量等について保安基準を緩和するこ とができる。	今回はじめて 評価	2件
国土交通省	1228	民間事業者による公社管理道 路運営事業	法律	地方道路公社がPFI法の規定により 公社管理道路運営権を設定する場 合には、民間事業者に料金を収受さ せることとし、民間事業者による公 社管理有料道路の運営を可能とする。	平成30年度	1件

特例措置番号409の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 1
- ② 関係府省庁説明資料 17
- ③ 報告対象となる規制の特例措置の基本方針別表（抄） 21
- ④ 報告対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル（抄） . . . 22
- ⑤ 参考：平成29年度の評価意見（抄） 25

構造改革特別区域評価・調査委員会 地域活性化部会資料

地方公務員に係る臨時的任用事業（特例措置番号409）

令和4年2月18日（金）

内閣府地方創生推進事務局

特例措置の評価・調査経緯

地方公務員に係る臨時的任用事業（409）

<これまで>

地方公務員の臨時的任用期間は6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方公務員法第22条第2項～第5項

<取り巻く環境の変化>

義務的経費の増大を招かずに住民サービスの質の向上を図るため、一定の経験と知識等を要する職種への臨時的任用職員の任用期間の延長が求められている。

地方公共団体が地方公務員の任用について、1年を超えた臨時的任用（最大3年以内）を行うことにより、地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政が可能となる。

<主な要件>

- 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について人材の需給状況等にかんがみ、更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。
- 任命権者は臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために具体的な措置（講ずる措置に係る計画等）を策定すること。

認定計画数：0件（累計：17件）（令和3年11月末現在）

◎実際の取組事例

～医師臨床研修推進特区～（平成21年3月認定）

実施主体：留萌市

留萌市では、医師確保による地域医療の充実を最重要課題として、市立病院における臨床研修の受入等に取り組んでいる。

しかし、医師不足が深刻化し、大学病院からの医師派遣に頼らざるを得ない状況が続いているため、地方公務員法の特例措置により、臨床研修医の任用期間を延長し、2箇年を通じた臨床研修を行う。

これにより、医師の養成を図るとともに、市立病院における医師確保を推進し、地域医療の水準向上を図る。



特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成16年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成16年度下半期 (H17.1.26)	平成16年度下半期の評価対象として扱わないことが妥当な規制の特例措置 (全国展開に関する評価にはなじまないもの)	規制所管省庁によれば、本特例は任用に係る制度であり弊害の有無を定量的に判断することは難しいとのことであるが、①平成15年2月の総務大臣・特区担当大臣の折衝を受け、<u>第159回国会において改正された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」</u>（以下「任期付任用法」という。）に本特例の内容は実質的に包含されており、<u>地方公共団体のニーズに応えられる制度が既に整っている</u>、②そもそも能力実証を任用の大原則とする公務員制度の例外である臨時的任用が認められる期間を無理をして拡張した<u>本特例の立法経緯に鑑みると、本特例を全国展開することはできない</u>、③改正任期付任用法の施行後に<u>本特例に係るニーズがあるとしても、それは各地方公共団体への改正任期付任用法の周知・普及が不十分であることが理由として考えられるため、とのことであった。</u> 評価委員会による調査では、本特例に対する地方公共団体のニーズがうかがえるところである。 評価委員会において、<u>改正任期付任用法により本特例措置が当初目的としたところが達成されたと認められるが、改正任期付任用法の施行状況を当面見守り、規制所管省庁は、評価委員会に対し、平成17年度下半期の評価の時期に、その状況を報告すること。</u> 本特例措置については、同時期に廃止を含め検討することとする。	

特例措置の評価・調査経緯

総務省からの報告

評価委員会によるヒアリング（H18.1.6）

平成18年1月6日
総務省公務員課

構造改革特別区域（地方公務員に係る臨時的任用事業）に係る現状について

構造改革特別区域推進本部評価委員会（第11回）において、「改正任期付任用法により本特例措置が当初目的としたところが達成されたと認められるが、改正任期付任用法の施行状況を当面見守り、規制所管省庁は、評価委員会に対し、平成17年度下半期の評価時期に、その状況を報告すること。」と評価されたことを受けて、以下のように報告します。

1. 任期付職員法（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号））に係る利用状況について

任期付職員法の利用状況について、平成17年7月1日を基準日として調査を実施した。調査結果の概要は以下のとおり。（詳細は別紙「地方公共団体における任期付採用制度の運用状況に関する調査結果」を参照）

(1) 4条任期付職員（任期付職員法第4条）

① 条例制定状況

都道府県 : 28団体（41団体）

政令指定都市 : 0団体（2団体）

市区町村 : 65団体（373団体）

※（ ）内は条例制定に向けて検討中の団体を含めた数値

② 採用状況

調査基準日において、5団体（都道府県：1、政令指定都市：0、市区町村：4）で10人（都道府県：1、政令指定都市：0、市区町村：9）が採用されている。

③ 従事している主な業務

医療業務、合併準備業務、国勢調査業務、大学開設準備業務 等

(2) 任期付短時間勤務職員（任期付職員法第5条）

① 条例制定状況

都道府県 : 27団体（40団体）

政令指定都市 : 0団体（2団体）

市区町村 : 61団体（359団体）

※（ ）内は条例制定に向けて検討中の団体を含めた数値

特例措置の評価・調査経緯

② 採用状況

調査基準日において、3団体（都道府県：0、政令指定都市：0、市区町村：3）で517人（都道府県：0、政令指定都市：0、市区町村：517）が採用されている。

③ 従事している主な業務

保育業務等の福祉業務、図書館業務、住民窓口業務 等

2. 新たな任期付採用制度の周知・普及の状況について

平成16年の任期付職員法改正により設けられた新たな任期付採用制度については、これまで、以下のとおり積極的に周知・普及を図ってきたところである。

(1) 『地方公務員月報』（総務省公務員課編、全都道府県・市区町村に配布）による制度の周知、取組事例の紹介

- ・「神奈川県一般職の任期付職員制度に係る検討会議」における検討の模様を紹介（平成17年8月）
- ・任期付採用制度の運用状況に関する調査結果を紹介（平成17年10月）
- ・神奈川県藤沢市における新たな任期付職員の採用事例を紹介（平成17年12月）

(2) 会議の場における制度の周知

- ・全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（平成17年4月）
- ・全国総務部長会議（平成17年8月）
- ・地方公務員制度研究会ブロック会議（平成17年9月）〔都道府県・政令指定都市の人事管理担当課長等が参加〕

※ 構造改革特区409の利用状況について

構造改革特区409（地方公務員に係る臨時的任用事業）の認定団体における特例措置の利用状況は次のとおりである。

（平成17年11月29日現在）

団体名	認定	任用の状況
埼玉県川口市	第3回（H15.11）	手話通訳者2人
埼玉県	第3回（H15.11）	なし
神奈川県小田原市	第3回（H15.11）	医師2人
大阪府堺市	第3回（H15.11）	保育士130人、調理担当9人
鳥取県湯梨浜町（旧 羽合町）	第3回（H15.11）	
埼玉県秩父市	第5回（H16.6）	保育士4人

地方公共団体における任期付採用制度の運用状況に関する調査結果

1 調査の概要

- (1) 調査基準日 平成17年7月1日
- (2) 調査団体 2, 4 2 2 団体
(内訳) 都道府県 4 7 政令指定都市 1 4 特別区 2 3 市町村 2, 3 3 8
- (3) 調査事項 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）に基づく条例の制定状況及び任期付職員の採用状況

2 調査結果

- 表1 任期付職員法に基づく条例の団体区分別制定状況
- 表2 任期付職員の採用区分別・団体区分別採用状況
- 表3 任期付職員の採用区分別・任期別採用数
- 表4 任期付職員の採用事例
- 表5 4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の活用が見込まれる業務

- (注) 1. 本調査において、「4条任期付職員」とは、任期付職員法第4条の規定により任期を定めて採用された職員をいい、「任期付短時間勤務職員」とは、同法第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員をいう。
2. 任期付職員の採用状況については、調査基準日において現に在職する者の数を集計している。したがって、調査基準日において既に退職済の者は含まれない。

特例措置の評価・調査経緯

表 1 任期付職員法に基づく条例の団体区分別制定状況

【4条任期付職員の採用を行うための規定】

区分	制定済	制定率	条例提案に向けて 検討中	条例化の予定なし
都道府県	28	59.6%	13	6
政令指定都市	0	0.0%	2	12
市区町村	65	2.8%	308	1,988
計	93	3.8%	323	2,006

【任期付短時間勤務職員の採用を行うための規定】

区分	制定済	制定率	条例提案に向けて 検討中	条例化の予定なし
都道府県	27	57.4%	13	7
政令指定都市	0	0.0%	2	12
市区町村	61	2.6%	298	2,006
計	88	3.6%	313	2,025

(注) 「制定率」は、調査対象の全団体数（都道府県47、政令指定都市4、市区町村2,361、計2,412）に対する割合である。

表 2 任期付職員の採用区分別・団体区分別採用状況

〔「採用数」上段 採用数（人）
「採用数」下段 採用団体数〕

区分	4条任期付職員			任期付短時間勤務職員			
		1項	2項		1項	2項	3項
都道府県	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
政令指定都市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市区町村	9 (4)	5 (3)	4 (2)	517 (3)	95 (2)	422 (2)	0 (0)
計	10 (5)	6 (4)	4 (2)	517 (3)	95 (2)	422 (2)	0 (0)

特例措置の評価・調査経緯

表 3 任期付職員の採用区分別・任用別採用数

区分	4 条任期付職員			任期付短期時間勤務職員			
		1 項	2 項		1 項	2 項	3 項
1 年以内	5	3	2	36	34	2	0
1 年超～2 年以内	0	0	0	14	8	6	0
2 年超～3 年以内	5	3	2	467	53	414	0
3 年超～4 年以内	0	0	0	0	0	0	0
4 年超～5 年以内	0	0	0	0	0	0	0
計	10	6	4	517	95	422	0

表 4 任期付職員の採用事例

【4 条任期付職員】

団体名	採用した職・業務	採用事由となった業務	区分
広島県	診療放射線技師	—	1 項 1 号
神奈川県藤沢市	国勢調査事務	—	1 項 1 号
	一般事務	国勢調査	1 項 1 号
大阪府堺市	合併に伴う円滑な行政運営の調整業務	—	1 項 1 号
広島県竹原市	一般事務職	協働のまちづくり	1 項 1 号
沖縄県恩納村	大学院大学準備業務	—	1 項 1 号

【任期付短時間勤務職員】

団体名	採用した職・業務	区分
東京都中野区	保育補助業務	2 項
	障害のある児童・生徒への介助業務	2 項
神奈川県藤沢市	住民窓口業務	1 項
	一般事務	1 項
大阪府枚方市	市民課サービスセンター従事員	2 項
	各サービスコーナー従事員	1 項
	国民健康保険推進	1 項
	診療報酬明細書点検員	1 項

特例措置の評価・調査経緯

団体名	採用した職・業務	区分
大阪府枚方市	要介護認定調査員	2 項
	親子教室母子指導員	1 項
	短時間保育従事員	2 項
	学校園宿日直代行員	1 項
	肢体不自由児介助員	1 項
	留守家庭児童会室指導員	2 項
	図書館分室勤務者	2 項
	図書館勤務者	2 項
	検針委託に関する業務	1 項

表 5 4 条任期付職員及び任期付短期時間勤務の活用が見込まれる業務（主なもの）

採用区分	業務の種類
4 条任期付職員	イベント対応（国体等） 税務（徴税、税務相談、確定申告受付） 保育（入所児童の一時的増への対応） 災害対応、復興・復旧対策 国勢調査 廃止又は民営化予定施設の管理運営 市街地再開発・土地区画整理事業 用地買収（短期間で集中的に行う必要があるもの）
任期付短時間勤務職員	イベント対応（国体等） 税務（徴税、税務相談、確定申告受付） 保育（延長・早朝・夜間保育） 住民窓口（開庁時間延長） 図書館（開館時間延長） 障害児介助 介護保険認定調査 庁舎案内 部分休業代替

（注） 「業務の種類」は、各地方公共団体からの回答をもとに総務省において区分したものである。

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成22年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成22年度 (H23.2.7)	その他 (平成24年度以降に評価を行う)	本特例措置に関連する「 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u> 」(以下、「任期付任用法」という。)の周知・普及を規制所管省庁が積極的に図った上で、その運用状況等を踏まえて、平成24年度以降に改めて評価を行う。	規制所管省庁 によれば、 ・平成16年に改正された任期付任用法に本特例措置の内容は実質的に包含され、かつ、同法による任期付任用によれば、 <u>地方公務員法上の身分保障に関する規定が適用されないことや厳格な能力実証を経ない任用が可能であるなどの臨時的任用の弊害となりうる点は解消される</u> ・本特例措置の弊害の発生に関する調査の結果からは、任用期間が最長3年という事情から、本来、臨時的・補助的業務に従事することが前提の臨時的任用職員が、常勤職員と同様の恒常的・本格的業務に従事するケースが伺われた ・任用者からは、地方公務員法上身分保障が与えられていないことを不安視する声や常勤職員との勤務条件の差異に対する不満も挙げられた ・本特例措置によらず任期付任用法により採用することについて、未だ検討したことがないと回答した地方公共団体が存在する一方で、同法による採用の予定が有ると回答した地方公共団体も存在することから、さらなる普及に向けて周知を図りたいとのことである。 (次頁へつづく)

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			(つづき) <u>評価・調査委員会</u>による調査では、<u>資格を持った臨時職員を安定的に配置していくためには本特例措置を継続したい</u>など、<u>存続の必要性が示されるとともに、任期付任用法により採用できる者についての疑問も呈されたところである。</u> これを踏まえ、<u>規制所管省庁においては、地方公共団体の意向を十分踏まえつつ、任期付任用法のメリットや活用事例を具体的に例示するなど、任期付任用法の周知・普及をより積極的に図ること。</u>その上で、<u>制度の運用状況、地域内の雇用における効果等を踏まえ、平成24年度以降において評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成25年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成25年度 (H26.3.5)	その他 (平成29年度 に評価を行う)	関係府省庁によれば、 ・本特例措置の全国展開については、 ①認定地方公共団体から、<u>正職員と責任や勤務内容においてあまり相違がない一方、勤務条件に格差があることや、地方公務員法上の身分保障がない等の弊害に関する意見が寄せられていること</u> ②常勤職員並の身分保障のない臨時的任用職員が恒常的・本格的業務に従事する状態が無制約に拡大することになり、公務の中立性が確保されなかったり、安定的な行政サービスの提供が果たされないという弊害の発現が予想されること ③全国展開等に当たっては、現在活用されている職種のみならず、行政処分等権力的な行政を行う職種についても弊害の検証を行うことが必要不可欠であること 等から、現時点で困難である。 ・本特例措置の内容は、一定期間に限った任用が可能である点で<u>任期付採用法に基づく任期付任用制度に包含され、かつ、同制度によれば、地方公務員法上の身分保障に関する規定が適用されないこと等の本特例措置の全国展開の弊害となり得る点が解消されており、実際、本特例措置で採用した臨時的任用職員が担っていた業務を全て任期付任用制度により採用した職員による対応に移行する予定の地方公共団体も存在している。</u> とのことであった。 (次頁へつづく)	関係府省庁は、認定地方公共団体について、特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態や、任期付任用を活用していない背景等について詳細に調査・分析を行う。関係府省庁は、その調査・分析結果も踏まえ、任期付任用制度の更なる周知・普及を図り、同制度の活用を促進することとする。また、関係府省庁は、必要に応じ特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての見直しを行うものとする。 上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。 その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請の動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29 (次頁へつづく)

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 一方、評価・調査委員会による調査では、同じ職員が長期間担当することが可能となったことにより利用者に安心感を与えていること、有資格者の安定確保や長期的視点でのスキルの蓄積により行政サービス水準が向上していること、地域雇用の創出や行政の事務効率化にも貢献していること等の効果が確認された。他方、任期付採用法によらず本特例措置を利用することとした理由として、採用時期などの面で柔軟な対応が可能である、同法の採用要件である一定期間内に終了が見込まれる業務とは言えないといった認識を一部の地方公共団体が有していることも判明した。 すなわち、本特例措置により有資格者の安定確保や行政サービス水準の向上等の効果が発現していることが確認された一方で、全国展開については弊害の恐れがあることも判明した。加えて、関係府省庁によれば、これらの本特例措置の効果は任期付任用制度によっても実現可能であり、本特例措置によらず同制度を活用すべきとの意見であり、また評価・調査委員会の調査でも、地方公共団体において同制度に対する理解が十分でない可能性が伺われた。 これらを踏まえれば、<u>関係府省庁は、まずは認定地方公共団体について、特例措置による臨時的任用職員の業務内容や勤務条件等の実態や、任期付任用を活用していない背景等について詳細に調査・分析を行う必要がある。</u>また、関係府省庁は、上記の調査・分析結果も踏まえ、認定地方公共団体や今後認定申請を行う団体が任期付任用への移行を選択しやすくなるよう、任期付任用制度の更なる周知・普及を図り、任期付任用の活用を促進する (次頁へつづく)	(つづき) 年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとする。

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) こととする。そして、<u>関係府省庁は、必要に応じ特例措置の適切な運用を確保するための措置や、任期付任用制度についての見直しを行うものとする。</u> 上記の調査・分析、検討事項、周知・普及等の対応については、必要に応じ内閣官房と連携しつつ行うこととする。 その上で、<u>評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付任用への移行状況、新規認定申請の動向、民間労働法制の動向等も踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u>再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告することとする。 なお、関係府省庁は、任期付任用の活用を促進するに当たっては、地方公共団体の主体的な選択を妨げることのないよう留意すること。	

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.3.22)	その他 (2021年度 に評価を行う)	関係府省庁によれば、 ・本特例措置については、<u>身分保障や勤務条件等の点で問題があり、全国展開した場合、これらの問題が拡大することが懸念されること</u> ・このような問題の発生を防ぎ、多様化する住民の行政ニーズに対応可能な任期付採用制度について地方公共団体に情報提供しており、認定地方公共団体においても、順次、同制度への移行が進んでいること ・<u>臨時的任用の対象を厳格化する等の地方公務員法の改正が行われ、2020年4月に施行されることを踏まえ、臨時・非常勤職員を任用する地方公共団体において任用根拠の見直しが行われていること</u> 等から、<u>本特措置を全国展開することは地方公共団体に混乱を生じさせることになる</u>とのことであった。 地域活性化部会では、任期付採用制度や改正地方公務員法に対する地方公共団体の理解が十分に図られた上で、地方公共団体がどの制度を選択するのかを注視する必要があり、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に努め、その結果を踏まえて特例措置の在り方について改めて評価することが妥当であるとされた。なお、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に当たって、地方公共団体の主体的な選択を妨げることをしないよう留意する必要があるとされた。	関係府省庁は、<u>任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。</u> その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには<u>新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。</u>再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告する。

地方公務員に係る臨時的任用事業の今後の活用見込みについて

現在の認定状況

自治体より提出された取下申出書に基づき、令和3年11月30日付で10自治体の認定計画を取消。

⇒ **現在の認定件数 0件**

【取下げの主な理由】

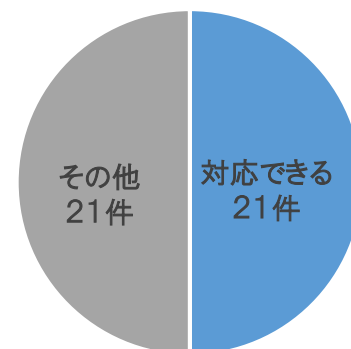
- ・任期付職員の採用に関する条例を制定したことに伴い、必要な期間の任用が可能となったため。
- ・会計年度任用職員制度を導入したため。

活用見込みの自治体の状況

特例措置の活用を想定している職員は、任期付職員や会計年度任用職員で対応できないものか調査。

（令和3年7月実施アンケートにて、当該特例措置を活用見込みがあると回答した42自治体へ追加アンケートを実施）

⇒ **対応可能**



対応できない：0件

【その他 回答内訳】

- ・質問内容を誤認（1件）
- ・会計年度任用職員と混同（1件）
- ・具体的想定なし（19件）

○令和4年2月現在、本特例措置を活用している自治体はない。

○本特例措置の活用意向を示していた自治体が任用を想定する職員は、任期付職員や会計年度任用職員にて任用可能であった。

地方公務員に係る臨時的任用の特例措置の充足性について

- 構造改革特別区域においては、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、地方公務員の任用について、特例措置として、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めることとしている。
- 当該措置については、当該措置が設けられた後の(1)制度改正を契機とした職の再整理等により、(2)従前の臨時的任用職員の多数が会計年度任用職員に移行しているほか、(3)地方公共団体における任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用により、既にその趣旨を満たしている。

(1) 制度改正(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号))の概要

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉔59.9万人→㉚64.3万人）していたが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行った。

① 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

(ア) 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していたことから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化。

(イ) 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られたことから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化。

② 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化。

【施行期日】令和2年4月1日

(2)任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況

	2016.4.1(制度改正前)	2020.4.1(制度改正後)
臨時的任用職員(※1、特区含む)	フルタイム15.3万人/パートタイム10.8万人	フルタイム6.8万人
一般職非常勤職員(※1)	フルタイム3.2万人/パートタイム13.5万人	
会計年度任用職員(※1)		フルタイム7.0万人/パートタイム55.3万人
任期付法(※2)による任期付任用	フルタイム0.4万人/パートタイム0.6万人	フルタイム0.5万人/パートタイム0.7万人
(参考)特別職非常勤職員(※1)	フルタイム1.8万人/パートタイム19.7万人	0.4万人

※1 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間の勤務時間が常勤職員の半分(19時間25分)以上の職員の数
※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下同じ。)

(3)構造改革特別区域における特例と地方公務員制度の対応関係

構造改革特別区域における特例を認める要件	対応する地方公務員制度
① 特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期(最大1年)満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合 (例) 保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要だけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合 等	→ 会計年度任用職員制度(地方公務員法第22条の2) - 任用は一会計年度の範囲内で行うが、<u>再度の任用が可能</u>なため<u>同じ職員を1年を超えて任用することが可能</u> <u>権力的業務等</u>(組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押さえ、許認可等)を除く業務について広く任用可能であり、<u>保育士や臨床研修医</u>についても任用することができる ※ 権力的業務等については、 任期付採用制度(任期付職員法)により、以下の要件に該当する場合は3年~5年を超えない範囲内で任用可能 - 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合 - 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合 - 公務の能率的運営を確保するため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合 等 欠員発生時に緊急に選考を経ず臨時で任用が必要な場合は、臨時的任用職員(地方公務員法第22条の3、任期最大1年)として任用可能
② 実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき (例) 臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合 等	
③ 特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき (例) 特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合 等	

(参考) 会計年度任用職員制度

概 要

- 臨時・非常勤職員について、適正な任用及び処遇を確保するため、一般職の「会計年度任用職員制度」を導入

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)令和2年4月1日施行)

【任期・勤務時間】

- ・ 一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分

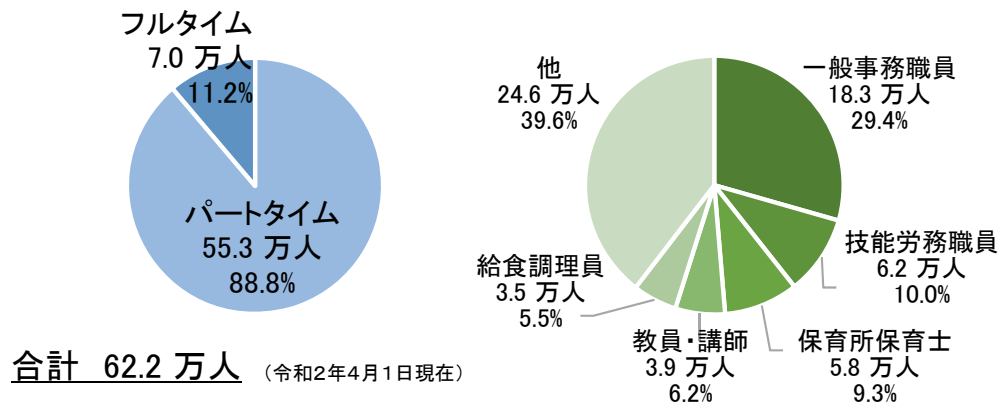
【服 務】

- ・ 守秘義務、職務専念義務、政治行為の制限など、服務に関する規定のほか、懲戒処分に関する規定が適用

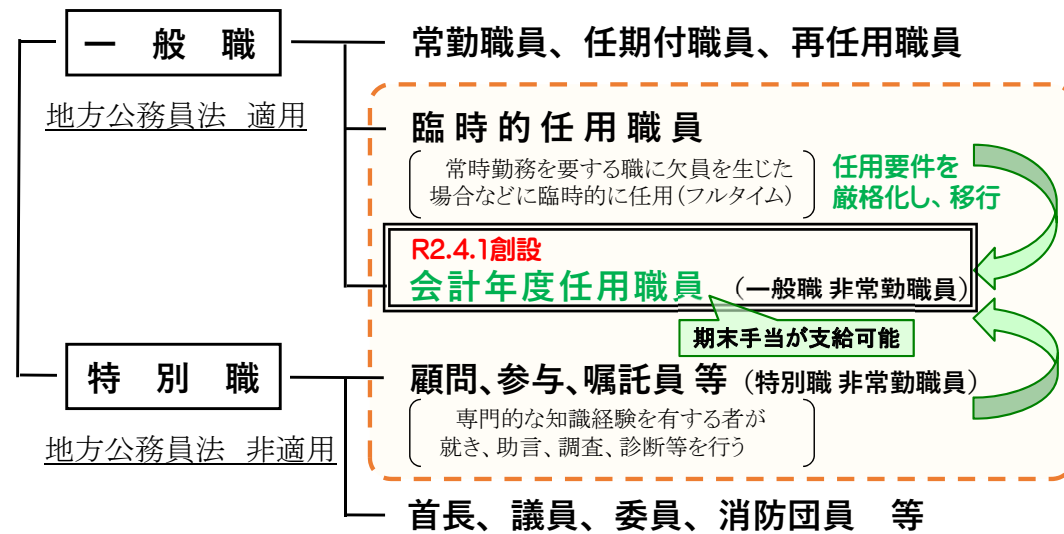
【給 与】

- ・ 職務給の原則、均衡の原則等に基づき、職務経験等の要素を考慮し給与水準が決定
- ・ 期末手当をはじめとする各種諸手当が支給

【職員数※】



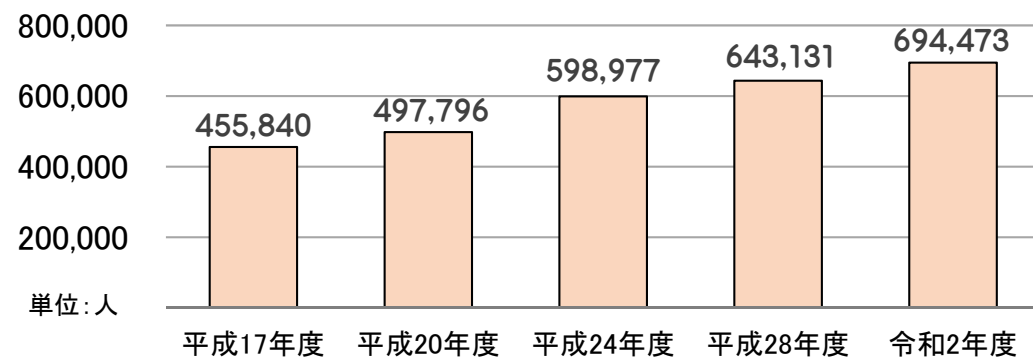
(参考) 地方公務員の職



(参考) 臨時・非常勤職員数※の推移

任用区分	R2.4.1	H28.4.1	増減数
会計年度任用職員 (H28:一般職非常勤職員)	62.2 万人	16.7 万人	+ 45.5 万人
臨時的任用職員	6.8 万人	26.0 万人	▲19.2 万人
特別職非常勤職員	0.4 万人	21.6 万人	▲21.2 万人
計	69.4 万人	64.3 万人	+ 5.1 万人

※ 任用期間が6ヵ月以上(見込みも含む)かつ1週間の勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上の職員



地方公務員の任期付採用制度について

地方公共団体は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)の規定に基づき、条例で定めるところにより、任期付職員の採用を行うことができる。

任期付職員法

高度の専門性を備えた民間人材の活用等の観点から、専門的知識経験等を有する者等の採用を行う特例法

区分	要件	採用方法	任期
1 任期付職員 (専門的知識等) 〈3条〉	① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要 ② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	選考	5年以内
2 任期付職員 (時限的な職) 〈4条〉	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験 又は選考	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)
3 任期付短時間勤務職員 〈5条〉	① 2の①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供時間の延長、繁忙時における提供体制の充実等 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替	同上	同上

(注) 網掛け部分は平成16年の改正によって追加された部分

※ なお、「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」(平成12年法律第51号)により、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の任期を定めた採用を行うことが可能。

評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	409
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。 (1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。 (2) 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。 (3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について1年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。 2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日(その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき採用した日)から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。 3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。 4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。 5. 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日(その職に地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第5項の規定に基づき採用した日)から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。 6. 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

1. 特例を設ける趣旨

構造改革特別区域において、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、特例措置として、地方公務員の任用について、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が臨時的任用を行おうとする場合に、構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ後任が確保できない等の一定の要件の下に、採用した日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 任用期間等

- ① 1回の任期：6ヶ月以内
- ② 任用期間：3年以内（更新回数制限なし）

（注）既に地方公務員法第22条の3第1項又は第4項により臨時的任用されている者を、当該特例の臨時的任用として引き続いて任用する場合については、従前の任用期間と通算して3年以内となります。

(2) 特例が認められる場合

- ① 特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期（最大1年）満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合
例えば、保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要なだけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合等が想定されます。
- ② 実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき
特定分野における人材の育成を進めている場合で、一時的な従事であることから、正式任用には馴染まないような場合が該当します。例えば、臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合等が想定されます。
- ③ 特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき
事務事業の見直しを計画的に推進するに当たり、業務量が一時的に変

化するような場合に、正規職員の増減による対応によることなく、効率的かつ機動的に対処するような場合が該当します。例えば、特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合等が想定されます。

(3) 更新時の取扱い

更新しようとする場合、上記(2)の①～③(構造改革特別区域法第24条第1項各号)に掲げるいずれかの要件に該当していなければ更新することができませんので、更新の都度、要件に合致しているかについて確認する必要があります。

(4) 適正な実施を確保するための措置

当該特例の臨時的任用においては、任用期間が最大で3年まで延長されますので、任命権者が自発的に臨時的任用が適正に実施、運用されることを確保するための必要な措置を講ずることとしており、具体的には、以下のような措置が考えられます。

① 今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員については、職員定数の規定が適用除外(地方自治法第172条第3項)されているところですが、任用期間が延長されることから、適正な運用の確保、住民への説明責任という見地から、対外的に分かるような形で今般の特例に係る職員数を管理、公表することが考えられます。

② 職員の分限に関する条例案の提案

地方公務員法第22条の3第1項等に基づく臨時的任用職員については、同法第28条等の分限の規定等は適用されませんが、今般の特例においては、任用期間が延長されることから、身分保障の見地から、臨時的任用された職員の分限について条例で定めることができるとする地方公務員法第29条の2第2項に基づき、本特例により臨時的任用された職員について、この分限に関する条例を定めることが考えられます。

③ 資格要件の制定

資格要件について、人事委員会を置く地方公共団体においては人事委員会はこれを必要に応じて定めるものとしておりますが、同様に人事委員会を置かない地方公共団体においても、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を任命権者が定めることが考えられます。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

構造改革特別区域計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に特に記載する事項は次のとおりです。

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項各号に掲げる要件に該当すると判断した根拠を示す、例えば以下のような内容

① 1号要件の場合

- ・任用しようとする職が資格要件を必要とする職であること
- ・当該地域の人材の需給状況等により後任の確保が困難であること等

② 2号要件の場合

- ・当該特定分野の人材の育成と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

③ 3号要件の場合

- ・事務事業の見直し、職制又は定数の改廃等の状況と当該職に1年を超えて任用することとの関係等

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために任命権者が講ずる措置の具体的内容（講ずる措置に係る計画でも可）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

(1) 上記4.(2)に記載する必要な措置が既に講じられている場合は、例えば条例、規則の写し等、その内容が確認できる資料

(2) 人事委員会が既に当該任用に係る資格要件を定めている場合は、規則の写し等、その内容が確認できる資料

評価意見

①	別表1の番号	409
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
⑤	評価	その他(2021年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	関係府省庁によれば、 ・本特例措置については、身分保障や勤務条件等の点で問題があり、全国展開した場合、これらの問題が拡大することが懸念されること ・このような問題の発生を防ぎ、多様化する住民の行政ニーズに対応可能な任期付採用制度について地方公共団体に情報提供しており、認定地方公共団体においても、順次、同制度への移行が進んでいること ・臨時的任用の対象を厳格化する等の地方公務員法の改正が行われ、2020年4月に施行されることを踏まえ、臨時・非常勤職員を任用する地方公共団体において任用根拠の見直しが行われていること 等から、本特措置を全国展開することは地方公共団体に混乱を生じさせることになるとのことであった。 地域活性化部会では、任期付採用制度や改正地方公務員法に対する地方公共団体の理解が十分に図られた上で、地方公共団体がどの制度を選択するのかを注視する必要があるとされ、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に努め、その結果を踏まえて特例措置の在り方について改めて評価することが妥当であるとされた。なお、関係府省庁は、これら諸制度の周知・普及に当たって、地方公共団体の主体的な選択を妨げることをしないよう留意する必要があるとされた。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。 その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告する。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

特例措置番号1219の関連資料

- ① 評価の対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 調査計画の概要 2
- ③ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 3
- ④ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 10
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表（抄） 15
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル（抄） . . 16
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 18

特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（特例措置番号1219） （平成17年12月措置）

<これまで>

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に限り、車両総重量等にかかる保安基準の特例を受けることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条
基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日自技第193号）

<取り巻く環境の変化>

海上輸送では船舶の大型化により一度に運べる貨物量が増え、輸送の効率化が進む一方、陸上輸送においても、輸送の効率化を望む声が多くなってきた。

保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両が、港湾内の道路において、貨物の運搬を行う場合、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、保安基準を適用しないことにより、走行が可能となる。

<主な要件>

- 特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が、その責任において、道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること。
- 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の道路と分離されること。

認定計画数：2件（累計）
2件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例

～木更津港湾物流効率化特区～
（平成18年3月認定）

実施主体：千葉県、木更津市

工場から公共岸壁に至る間において、特殊な大型車両（最大積載量約140トン）を利用した効率的な貨物輸送を可能とすることで、公共埠頭の一層の利用促進と企業の物流コスト削減を実現し、立地企業の競争力の強化と産業の活性化を図り、市の基本方向の1つでもある「活力あふれる産業づくり」の実現を目指す。



特殊な大型車両（最大積載量約140トン）

②調査計画の概要

特例措置番号	1 2 1 9
特定事業の名称	特殊な大型輸送車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
過去の評価時期	—（H20：ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。）

1. 過去の評価結果の概要

当初評価予定であった平成 20 年度時点において、本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である新日本製鐵(株)君津製鐵所が関連している 1 件（千葉県、木更津市【木更津港湾物流効率化特区】）のみであった。特例措置に関するニーズ調査を実施した結果、

- ・ 自社の専用埠頭の利用により対応できている場合は、敷地が隣接しているため港湾道路を通行する必要がないこと。
- ・ 最寄りの公共埠頭等を利用する場合には、港湾道路以外に一般道路を通行しなければならない、本特例措置の適用条件に合致しないことなどから、本特例措置活用は見込めない。

等により、今後の実施の可能性が小さいことから、予定していた評価を実施しないこととした。

その後、平成 31 年に本特例措置を活用する構造改革特別区域計画が申請・認定されたことから、改めて評価時期の検討を行い、関係省庁からの回答として、

- ・ 当該区域計画における特殊車両の運行開始は令和 2 年 7 月頃を予定しており、評価にあたっては、実際の運行による周辺交通状況への影響など、本特例の効果や弊害は、一定程度の事業期間を設けた上で評価すべき。このため、当初の評価は事業開始後、1 事業年度を確保できる令和 3 年度において実施することとしたい。

とあったため、令和元年 9 月 6 日の評価・調査委員会における意見として、当該特例措置の評価時期を令和 3 年度とした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により、地域活性化につながる効果（輸送コストの削減）が発現しているかを確認する。
- 本特例措置の活用例が少ない理由として要件や手続などの問題について考えられるものがあるかを確認する。
- 規制の特例措置を適用した車両が走行することにより生じる港湾物流への影響や他の交通に与える影響について確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

③調査結果の概要

特例措置番号	1 2 1 9
特定事業の名称	港湾物流効率化事業
措置区分	通達
過去の評価時期	なし
調査対象の件数（回収数）	2 件

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、北九州市の一部埠頭において運用開始時期が当初より遅れているものの、協議は順調に行われている。
その他の地域においては、平均輸送重量の改善、これに伴う輸送コストの削減、特例活用による船会社への航路誘致や利用拡大に向けた協議の容易化など、計画策定当初から期待していた効果の発現が確認された。
- 国土交通省の調査では、道路の運行管理状況として、看板等による港湾施設利用者への周知のほか、積載貨物に応じた落下防止対策、保安員の配置や運行時間帯の限定による他の交通との遮断・分離を行っていることから、交通に与える影響や交通事故（ヒヤリハット）は生じていないことが確認された。
また、道路構造への影響についても、状況に応じた舗装表面の修繕、定期的な見回りによる確認等により適切に管理されていることから、特例措置の活用による損傷は生じていないことが確認された。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 特段の弊害は生じていない。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 適正な制度の運用、自動車の運行管理状況、道路への影響など弊害発生の有無。

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送車両による港湾物流効率化事業
措置区分	通達
特定措置の内容	保安基準に適合しない特殊な大型輸送車両が、港湾内の走路において、貨物の運搬を行う場合、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、保安基準を適用しないことにより、走行が可能となる。

<回答者>

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称
千葉県	千葉県、木更津市	木更津港湾物流効率化特区
福岡県	北九州市	北九州港湾物流効率化特区

【規制の特例措置に共通の質問項目】

Q 1. 特定事業の進捗段階

認定地方公共団体	進捗段階	進んでいる（遅れている）理由
千葉県、木更津市	予定どおりに進んでいる	2006年12月から開始し2016年5月まで実績あり。 以降、鉄鋼製品需要の情勢に伴う鋼材取扱量の変化により、現在まで実績はありませんが、今後の鋼材取扱量等の変化を踏まえて将来計画を検討することが想定されます。
北九州市	予定より遅れている	本特定事業の規制緩和である「臨港道路における特殊大型車両の通行」は2020年11月から開始された。同時期から、臨港道路に隣接して特区実施事業者（日鉄物流八幡）が鋼材をコンテナに積み付けるバンニング倉庫の運用を始めている。その結果、特区の効果である「コンテナ貨物増加（＋2000TEU）」は一定の成果をあげている。 もう一つの効果として挙げた「戸畑公共埠頭からの鉄鋼製品等の出荷量増加（＋70万トン/年）」は実現していない。遅延事項は、法的な規制緩和以外に運用上の安全対策にかかる設備設置等の警察協議、港湾施設の占用にかかる周辺港運事業者の同意、既存施設の撤去などを含めた周辺環境の整備であり、現在は2022年秋頃からの運用開始に向けて準備中である。

Q 2. 特定事業の効果

認定地方公共団体	発現しているか	内容
千葉県、木更津市	計画当初から期待していた効果が発現している	陸上輸送の大幅な効率化により、輸送コストの削減などの効果が現れています。 ＜経済的效果＞ 陸上輸送の大幅な効率化による、輸送コストの削減などが企業の業績向上に資したものと考えられます。地域の活性化効果として直接的に顕現したもの、定量できるものではありません。 ＜社会的効果＞
北九州市	計画当初から期待していた	上記Q 1－2のとおり2020年11月から運用を開始した。

	効果が発現している	ひびきコンテナターミナルの鋼材のコンテナ貨物の輸出は、2020年11月に254TEU（前年同月150TEU）、12月に321TEU（前年同月150TEU）で大幅に増加し、効果は発現した。しかし、コロナ禍による世界的な鋼材需要の低迷により、2020年の特定事業者（日鉄物流八幡）全体の取り扱い数量は7300TEUに留まり、効果は限定的なものになっている。 2021年も同様に効果は限定的となる見込みだが、2020年以降は市況の回復により、コンテナ貨物の取扱量は増加するものと思われる。
		<経済的効果> 大型特殊車両の導入により、実績ベースでの平均輸送重量は1車両あたり18tから75tへの大幅に改善した。輸送コストは1トンあたり650円から400円となり、年あたり67,990千円から41,840千円で、削減額26,150千円（削減率38%）となった。
		<社会的効果> ・鋼材輸送にかかる制約が改善されることから、トラックドライバーの環境改善につながる。 ・ひびきコンテナターミナルのベース貨物となることから、船会社に対して航路誘致や利用拡大に向けた協議が容易になった。

Q3. 地方公共団体として果たしている役割

<個別の内容>	
千葉県、木更津市	特殊車両専用道路を新設するための、行政財産使用許可事業者への支援は特になし
北九州市	警察、地元港運事業者など関係者との協議にも立ち合い、本特定事業が円滑に進むよう助言などを行っている。

Q4. 地域の工夫

<個別の内容>	
千葉県、木更津市	なし
北九州市	鋼材のコンテナ輸出は、製造元の日本製鉄、物流の日鉄物流八幡以外に、コンテナ貨物を輸送する船会社が重要な役割を持っている。本特定事業がより活用されるため、鋼材輸出に適したグローバルな世界的航路を持つ船会社との協議を行っている。

Q5. 特定事業が成功するための鍵

<個別の内容>	
千葉県、木更津市	交通安全対策
北九州市	最も重要な鍵は「警察との安全対策協議」と「周辺事業者の同意」の2点。 警察との安全対策協議では、運用時に特定事業者（日鉄物流八幡）以外が入れないようにするゲートの設置や警備員の配置などが求められた。安全面を重視する警察側に対して、特定事業者側の可能は対策をすり合わせる必要があり、入口に蛇腹式ゲートの設置で解決した。 また、周辺の製造事業者や港運事業者に対して、本特定事業の指定エリアが占有される不利益（港湾荷役の制限）が発生することへの同意が必要である。

Q 6. 地域特有の条件による効果等

〈個別の内容〉

千葉県、 木更津市	東京湾横断道路、圏央道、館山道等の交通結節点であり、成田国際空港、東京国際空港との接続も短時間化されるなど、海路、陸路、空路の連結という条件が考えられる。
北九州市	本特定事業の規制緩和である「臨港道路における特殊大型車両の運行」という性質上、次の条件が必須である。 ①港湾施設と臨港道路のみで近接する場所に重量物を製造する事業者が立地していること ②公共埠頭と臨港道路が特区実施事業者占有されるため、近隣の製造事業者や港運事業者などの同意が得られること ③重量物を製造する事業者ではプライベート岸壁を持つケースが多いが、その岸壁が手狭や利用できないなどの課題を抱えていること

Q 7. 追加で緩和することが望ましい規制事項等

〈個別の内容〉

千葉県、 木更津市	なし
北九州市	Q 5 で示したとおり本特定事業の運用時は安全対策が必須となる。 安全対策につき緩和は難しい事項ではあることは承知しているが、本エリアは一部の港運事業者しか侵入できない場所なので、このエリア特性に応じた柔軟な対策ができれば、より効率的な事業展開が見込まれる。

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

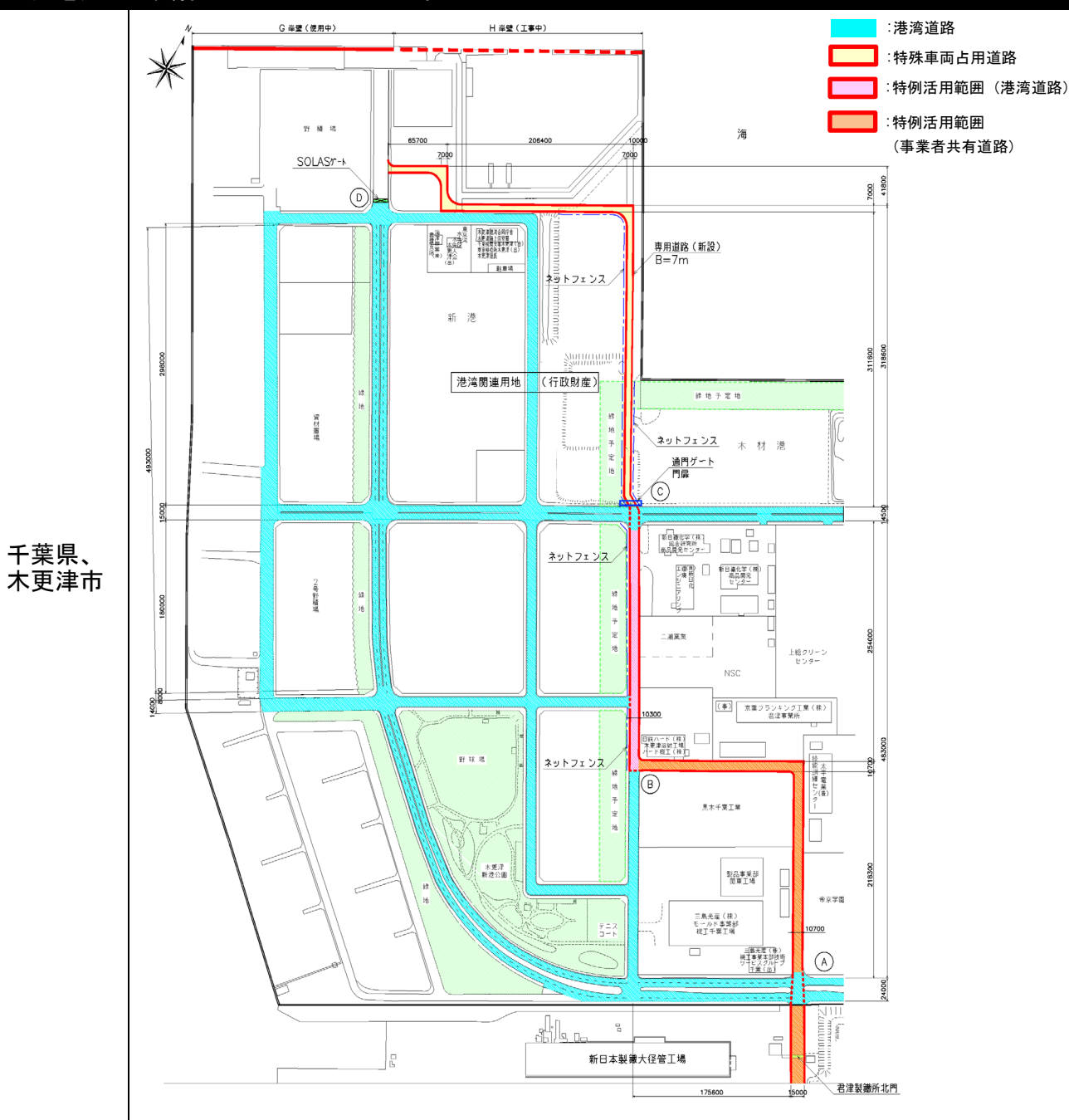
〈個別の内容〉

千葉県、 木更津市	鉄鋼製品需要の情勢及び事業者の経営戦略等により、当区域の鋼材取り扱いが増加した際には再び特例措置を使う可能性がある。
北九州市	臨港道路や公共埠頭の利便性が向上することから、日本製鉄側が生産拠点の見直し・再編の際には、更なる物流の拠点化となるべく働きかけていきたい。

＜特区実施事業者への質問＞

千葉県、 木更津市	2006 年 12 月から開始し 2016 年 5 月まで実績あり。 以降、鉄鋼製品需要の情勢に伴う鋼材取扱量の変化により、現在まで実績はありませんが、今後の鋼材取扱量等の変化を踏まえて将来計画を検討することが想定されます。
--------------	--

Q 1 1. 車両の寸法、重量又は走行性能に関して本特例措置を適用した車両の走行経路箇所を、地図を用いて具体的にお示してください。



北九州市	日本製鉄(株)の専用道路を經由し、倉庫までの輸送（特区ルート：約200m/片道） 
------	--

Q 1 2. 特例措置の適用による貨物数量の変化	
千葉県、木更津市	最大輸送重量 鋼材 26t → 140t
北九州市	最大輸送重量 鋼材製品 25 t (従前はトレーラー) → 90 t (大型特殊車両) (平均輸送重量 18 t → 75 t)

Q 1 3. 特例措置の適用による輸送頻度の変化	
千葉県、木更津市	輸送回数 通算 6314 回 (664 回/年)
北九州市	輸送回数 通算 6,300 回 (5,800 回/年) → 通算 1,513 回 (1,400 回/年) ※輸送実績 2020. 11. 16～2021. 12. 10

Q 1 4. 特例措置の適用による輸送コストの低減効果	
千葉県、木更津市	①輸送コスト削減額 250 百万円 (年平均 26 百万円) ②輸送コスト削減率 45% ③輸送コスト (円/ton) 920 円→500 円/ton ④削減されたコスト 燃料費、人件費等
北九州市	①輸送コスト削減額 28,300 千円 (年平均 26,150 千円) ②輸送コスト削減率 38% ③輸送コスト (円/1 t) 650 円 → 400 円 ④削減されたコスト 人件費 (ドライバー 4 人 → 1 人) (積卸時間+待機時間 1.5 時間/回 → 0 時間/回) 燃料費・補助油費・消耗品 (タイヤ等)

Q 1 5. 保安基準の適用除外により得られたCO2排出量の低減効果

千葉県、 木更津市	①CO2排出量の削減量 125t(13t/年) ②CO2排出量の削減率 66%
北九州市	①CO2排出量の削減量 7.3t(6.9t/年) ②CO2排出量の削減率 49%

Q 1 6. 保安基準の適用除外により得られた他の効果

千葉県、 木更津市	アジア向けを中心とした旺盛な鉄鋼製品需要に対応し、効率的に製品を輸出することができた。
北九州市	Q14に回答した輸送コストの削減等により、トラックドライバーの待機時間が短縮される等、就業環境の改善につながっている。

Q 1 7. 特例措置の適用による港湾競争力の変化

千葉県、 木更津市	陸上輸送の大幅な効率化により、輸送コストの削減などの効果が現れています。
北九州市	港湾で取扱う貨物量が増加し、船会社との協議（特に誘致）がしやすくなった。

Q 1 6. 特例措置の適用による港湾内交通への影響

千葉県、 木更津市	特に影響はなかった。
北九州市	特に影響はなかった。

関係府省庁による調査結果

令和3年度調査報告（規制の特例措置用）

1. 関係府省庁名	国土交通省
2. 特例措置番号	1219
3. 特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	特殊な大型輸送用車両が通行することにより生じる道路への影響及び他の交通に与える影響について調査を実施 1. 自動車の運行管理状況の確認 ・運行実績 ・通行する道路が他の交通と分離され、道路を遮断する状況 ・運行状況及び交通事故（危険な状況に陥ったケースを含む）の有無について調査 2. 道路への影響の確認 ・道路構造の損傷の確認 ・道路構造の維持管理の確認
② 調査方法	1. 運送事業者に対して運行実績、運行状況及び交通事故発生の有無等について書面による調査を実施 2. 当該地区港湾管理者等に対して道路構造の損傷、維持管理等の状況について書面及びヒアリングによる調査を実施
③ 調査対象	・運送事業者 ・当該地区港湾管理者等
④ 調査の実施時期	・調査票の配布 令和3年12月 ・調査票の回収 令和4年1月 ・調査結果とりまとめ 令和4年1月
⑤ 調査結果	1. 自動車の運行管理状況の確認 本特例措置の適用を受けている2特区（木更津、北九州）のうち木更津地区においては、平成29年度以降一度も運行実績が無かった。その理由としては、現在、生産量の変化から自社の岸壁からの出荷で充足しているためとのことであった。今後の計画の見通しとしては、積載物品の生産量に依存するため未定とのことであった。 北九州地区においては、対象車両が定期的に1日当たり6往復程度の運行をしており、令和2年11月から令和3年12月までの運行実績は合計258日間のべ1,513回となっている。これまで、交通事故やヒヤリハット等の事案は生じていないとの回答であった。 2. 道路への影響の確認 運行に必要な改修を実施（木更津地区）していること。あるいは、運行に影響がない構造であることを確認（北九州地区）していることに加え、定期的に点検をしており、道路構造の損傷は生じていないとの回答であった。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	定期運行を現在行っている北九州地区については、これまで運行ルートを完全に遮断し、時間帯も夜間（19時～翌05時）に限定しているため、交通事故やヒヤリハット等の事案は生じていないため、他の交通への影響は無いとのことである。 このことから、北九州地区における運行形態について、特段の弊害は発生していないと考えられる。 また道路管理者へ確認したところ、近隣からの苦情等もなく、弊害は生じていないとのことである。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	木更津地区及び北九州地区においては、道路構造面及び交通安全面から特段の弊害が発生していないことから、これら特区で適用された、以下の要件が満たされる場合には、他の地域においても同様の特例を認めても特段の弊害は生じないと考えられる。 ①特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が、その責任において、道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること。 （※）道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。 （ア）事前に道路の構造規格や舗装等の施設の安全性を確保すること。 （イ）必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担に関して互いに協議すること。 ②港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の道路と分離されること。

1. 自動車の運行管理状況についての調査結果等(調査表一様式1関係)

調査表 項目	調査結果
これまでの運行実績について	・木更津港湾物流効率化特区: 運行は不定期であり、年間で数日の通行である。 ・北九州港湾物流効率化特区: 運行は定期であり、頻繁に通行している。
これまでの延べ運行回数	・木更津港湾物流効率化特区: 平成20年9月から平成28年5月までの期間において、運行実績は合計5,187回となっている。 ・北九州港湾物流効率化特区: 対象車両が定期的に1日当たり6往復程度の運行をしており、令和2年11月から令和3年12月までの運行実績は合計258日間のべ1,513回となっている。
運行実績が少ない理由について	・木更津港湾物流効率化特区: 生産量の変化によって自社の岸壁からの出荷で充足しているため。
交通事故(ヒヤリハットを含む。)やその他の交通に与える影響の有無についてご回答ください。	・木更津港湾物流効率化特区: H29年度以降は運行実績がないため、交通に与える影響はありません。 ・北九州港湾物流効率化特区: 運行ルートを完全に遮断し、時間帯も夜間(19時～翌05時)に限定しているため他の交通への影響は無い。
交通安全の確保など他の交通に配慮している点について、具体的に記述して下さい。	・木更津港湾物流効率化特区: ・立て看板などにより港湾施設利用者への一般周知。 ・保安員を配置し他の一般交通を一時的に遮断・分離し運航。 ・運航時間は経路に隣接する会社の通勤時間帯(*)を除く終日。ただし昼間時間帯の運行は必要最小限とする。 (*) 平日 7:00～9:00、17:00～18:00 ・落下防止対策としてコイル製品を積載する場合は一段積みとする。 ・北九州港湾物流効率化特区: ・進入制限表示の設置「港湾関係者以外立入禁止」の道路面及び看板の設置。 ・運行ルートの完全遮断、警備会社による監視、照明設備増による視認性UP。
今後の運行計画(導入予定の車両を含む。)等について	・木更津港湾物流効率化特区: 今後の生産量によるため、現時点で将来計画は未定となります。 ・北九州港湾物流効率化特区: 現状では構造改革特区の一部ルートのみでの運行であるが、戸畑5号岸壁後背地の倉庫建設により、そこまでの運行を検討。それに伴う増車の可能性有り。(時期は未定)

2. 道路への影響についての調査結果等(調査表一様式2)

調査表 項目	調査結果
道路構造の損傷発生の有無	・2者とも無し
損傷が無かった理由	・生産量の変化によって、自社の岸壁からの出荷で充足しており、H29年度以降、特区道路の使用がないため。 ・当該道路がコンクリート舗装の堅固な構造であることや、1日当たりの往復回数が6回程度と少ないことから、損傷は発生していない。
舗装構造について、特区実施前後における変化の有無	・木更津港湾物流効率化特区：有(経路のうち民間8社が所有する道路について、5cmのオーバーレイを実施) ・北九州港湾物流効率化特区：無
道路構造の維持管理実施の有無	・2者とも有り
維持管理の頻度や実施内容	・木更津港湾物流効率化特区：H29年度以降、特区道路の使用は無いが、約1回/3ヵ月程度の頻度で見回り等を実施。 ・北九州港湾物流効率化特区：道路構造の維持管理については、北九州埠頭株式会社に委託しており、定期巡回(1日1回以上)、異常がある場合、北九州市への報告等を随時行っている。
道路構造の損傷等の調査の有無とその内容	・2者とも無し
特区実施に当たっての協議内容等の遵守について、取り交わしている協議内容の遵守状況	・木更津港湾物流効率化特区：「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業に係る道路施設等の整備及び維持管理に関する協定書」第3条(道路管理者の責務については、道路法その他関係法令に準じ信義に沿って誠実に、港湾施設の道路の管理業務を履行している。)を遵守。 ・北九州港湾物流効率化特区：現時点では協議書の締結はしていない。
特殊車両通行による弊害について、これまでの運行実績より弊害の有無と内容等	・2者とも無し
その他、特段の事項があれば	・2者とも無し

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 地域活性化部会(第77回) 補足資料

自動車局技術・環境政策課

港湾施設である道路を走行する大型車両

- 港湾施設である道路において、鉄鋼製品等の貨物を大量かつ効率的に運ぶため、保安基準の一部に適合しない大型車両の通行を可能とする措置を要望



評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表(抄)

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。(ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。) ②分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量(保安基準第4条、上限36t)及び軸重(保安基準第4条の2)の緩和を認めている。
特例措置の内容	港湾施設である道路(港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下単に「道路」という。)において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じるおそれがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。 1. 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。 (※1)道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。 (ア)事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。 (イ)必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。 2. 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断(※2)されること。 (※2)具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。

1 2 1 9 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

1. 特例を設ける趣旨

港湾施設である道路において、輸送の効率化を図るため、保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう車両の寸法及び重量等保安基準に関する特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

港湾施設である道路において、道路運送車両の保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行う場合、以下の要件を満たせば、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができるようにするものです。

- ① 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこと。

(※) 道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。

(ア) 事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。

(イ) 必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。

- ② 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断されること。

3. 基本方針の記載内容の解説

- ・ 「道路の構造等の施設の安全性を確認すること」としては、例えば、道路の舗装、道路の幅員、道路にある埋設物、道路の構造耐力などがあります。
- ・ 「必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議する」とは、例えば、当該特例措置の緩和を受けた車両が通行する道路の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して、港湾管理者、特区計画を作成する地方公共団体及び実施主体が協議し、協定を結ぶことが想定されます。
- ・ 「道路が遮断される」としての具体的な遮断方法としては、物理的な遮

断機等による遮断の他、保安員による遮断等の方法をいいます。

- ・ 「地方運輸局長が車両ごとに指定した項目」としては、特区の基準緩和申請の認定により指定することになります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

特区申請に当たり、通行する道路が他の交通と分離され、道路が遮断されるとして、港湾管理者、当該区域を所管する警察署及び地方運輸局等の関係機関と調整した年月日及びその方法の記載が必要です。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	千葉県	千葉県、木更津市	木更津港湾物流効率化特区	木更津市の区域の一部（木更津港木更津南部地区公共埠頭周辺地域）	木更津港は京葉工業地帯の一翼を担う港で、大型船の接岸可能な公共岸壁（－12m）も整備されている。周辺に立地する鉄鋼関連企業は、近年、中国を中心に輸出が好調で、企業内の専用埠頭では出荷能力に余裕がない状況にある。しかし、これまで陸上輸送の規制から大型公共岸壁の能力を十分活かすことができなかった。このため、工場から公共岸壁に至る間において特殊な大型車両（最大積載量約140トン）を利用した効率的な貨物の輸送を可能とすることで、公共埠頭の一層の利用促進と企業の物流コスト削減を実現し、立地企業の競争力の強化と産業の活性化を図り、市の基本方向の1つでもある「活力あふれる産業づくり」の実現を目指す。	1219	・特殊な大型車両による港湾物流効率化事業	第10回 平成18年3月31日認定
2	福岡県	北九州市	北九州港湾物流効率化特区	北九州市の区域のうち、戸畑区の区域の一部（北九州港戸畑地区公共埠頭周辺地域）	北九州港戸畑地区の新日鐵住金株八幡製鐵所は、年間3百万トンの鉄鋼製品を所内専用岸壁で船積みし、国内外へ海上輸送しているが、出荷量増加に伴う「専用岸壁の出荷能力不足」、小倉工場高炉休止計画に伴う「同工場への素材鉄供給」及び製品の多品種小ロット化に伴う「コンテナ出荷拡大への対応」が課題となっている。 本特例措置により、戸畑工場と戸畑公共埠頭間において、特殊大型車両の通行を可能とし、戸畑公共埠頭を活用して、国内・小倉工場向け出荷能力を確保する。また同地区にコンテナ出荷用倉庫を建設し、ひびきコンテナターミナルを活用した輸出ルートを拡充する。これらにより、地域産業の活性化や雇用の確保を図る。	1219	・特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	第47回 平成31年3月20日

特例措置番号1228の関連資料

- ① 評価の対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 調査計画の概要 2
- ③ 評価・調査委員会による調査結果【審議事項】 3
- ④ 関係府省庁による調査結果【審議事項】 16
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表（抄） 17
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル（抄） . . 18
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 25
- ⑧ 参考：平成30年度の評価意見（抄） 26

民間事業者による公社管理道路運営事業（特例措置番号1228） （平成27年8月措置）

＜これまで＞

道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てることとしているが、公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

- 道路整備特別措置法 第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第17条、第22条第1項、第23条第2項

＜取り巻く環境の変化＞

民間事業者による公社管理道路の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化を図ることが求められている。

公共施設等運営権を有する民間事業者に通行料金徴収権限を付与する等、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とする。

＜主な要件＞

- 公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
- 公社管理道路の近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携して公社管理道路の運営等を実施すること。
- 公社管理道路運営権者は公社と公共施設等運営権実施契約を締結すること。
- 公社管理道路運営権者が徴収する利用料金は、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で定めること。
- 公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価を徴収すること。

認定計画数：1件【国家戦略特区で活用】（令和3年3月末現在）



◎実際の取組事例

～愛知県 国家戦略特別区域～
（平成27年9月区域計画認定）

愛知県道路公社が保有する公社管理道路8路線について、平成28年10月から「愛知県道路コンセッション株式会社」に運営権を譲渡。

PAにおける利便性向上の取組（地域産品PRイベント開催、リニューアル工事）や、沿線開発による地域活性化により、利用者の拡大を図る。

②調査計画の概要

特例措置番号	1 2 2 8
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H30

1. 過去の評価結果の概要

評価・調査委員会による調査では、当該特例措置を活用した公社管理道路の民間事業者運営について適正な事業実施がなされていることが確認されている。

関係府省庁としては、当該特例の活用事例は1件のみであり、かつ、現時点では事業開始からわずか2年が経過した段階であることから、事業の活用状況等について判断する段階には至っていない。従って、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。

地域活性化部会の審議においては、大規模災害や景気変動等の事業への影響については事例がないものの契約や監査が適正であれば問題はないと考えられ、一般的に民間事業者の手法を活用することによる事業の合理化は見込まれるものであり、関係府省庁はこの取組を促進すべきであるとの意見があった。

上記を踏まえ、関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行うこととした。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

特になし

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績（対象道路の通行台数、運営権者から公社への運営権対価等）、本特例措置の活用による経済・社会的効果（道路利用の増加、利用者の利便性向上、周辺地域の活性化等）の発現を確認する。
- 本特例措置の活用により弊害（不適切な道路等設備の保全、利用者とのトラブル等）が生じていないかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

H30年度の評価に係る審議を踏まえ、下記の事項を追加。

- 地方道路公社と道路運営権者が事前に取り決めた内容以外の事象の発生、調整方法・調整結果等。
- 災害や景気変動等により事業収益が減少した場合における地方道路公社との調整方法。
- 本特例措置の活用に関する他の自治体等からの問い合わせ、視察等の対応状況。

③調査結果の概要

特例措置番号	1 2 2 8
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
過去の評価時期	—
調査対象の件数（回収数）	1 件【国家戦略特区での活用】

1. 本年度の調査結果の概要

- 評価・調査委員会の調査では、民間事業者への運営権譲渡以降、民間事業者においては、維持管理・運営に関する事業機会の創出、公社においては、確実な償還の実施、効率的な管理運営、利用者や地域においては、PA のリニューアル等によるサービス向上、地域 PR イベントの開催等による地域活性化等、各々に効果が発現している。
- 評価・調査委員会の調査、国土交通省の調査ともに、上記効果の具体的事例として、新規 IC や IC 出口追加工事による渋滞の解消、維持管理情報のデジタル化、点検用タブレットの導入や、供用施設における技術実証の仕組みを活用した先端技術の採用などによる維持管理の効率化、PA における地元産品や地元食材を使ったメニューの展開や、地元銘品とのコラボレーション企画などによる地域の賑わい創出等の回答が得られている。

2. 本年度の評価において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運営権対価及び通行台数については目標を大きく下回った形で低迷している。即座に事業の健全性に問題が生じるものではないものの、終息後のライフスタイルが変容することにより、交通量がコロナ前の状態に戻らないリスクを懸念しているとの回答が得られている。
- 運営権取得の入札にあたり、運用中の有料道路であったため全ての構造物を確認することが不可能であった点や、単独路線での管理を行う場合、想定を超える修繕費が発生した場合には事業継続性に直結するものとの回答が運営権者から得られている。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認した点

- 前回調査と同様、民間事業者のノウハウを活用した効率的な管理運営や創意工夫によるサービス向上、地域のにぎわい創出等、一定の効果が得られている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した料金収入、通行台数の減少に対しては、公社と運営権者において締結している実施契約書に規定される費用分担により、現状は事業継続や償還に影響のない範囲に収まっている。
- 関係府省庁からは、現時点で長期的な見通しを判断することは難しく、また料金の弾力的な値下げの前提である近傍に立地する商業施設等との連携した運営について実施できていないことから、全国展開による弊害の発生の有無について、現時点で判断することは困難であるとのこと。

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特定措置の内容	公共施設等運営権を有する民間事業者に通行料金徴収権限を付与する等、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とする。

<回答者>

都道府県	認定地方公共団体	特区の名称
愛知県	—	(愛知県 国家戦略特別区域におけるみなし認定)

【規制の特例措置に共通の質問項目】

Q 1. 特定事業の進捗段階

認定地方 公共団体	進捗段階	進んでいる（遅れている）理由
愛知県	予定どおりに 進んでいる	—

Q 2. 特定事業の効果

認定地方 公共団体	発現 しているか	内容
愛知県	計画当初から 期待していた 効果が発現し ている	○内容 本特定事業では「民間事業者」、「道路公社」、「利用者・地域」の3者それぞれが事業の実施によるメリットを享受する「三方良し」を理念・目的として目指しており、3者に以下のメリットが現れています。 ・民間事業者：有料道路の維持管理・運営に関する新たな事業機会の創出 ・公社：運営権対価による確実な償還の実施、民間事業者の創意工夫による効率的な管理運営 ・利用者・地域：P A のリニューアル等による利用者サービスの向上並びに地元特産品を活かしたP A のレストランのメニューや土産物の商品開発及びP A における地域P R イベント等による地域活性化 ○理由 ・公社と民間事業者が理念・目的の実現に向け協働しており、モニタリングなどのガバナンスやリスク分担が機能しているため。 ・また、適切な管理・運営はもとより、民間事業者の創意工夫による利用者サービス及び地域活性化に資する取り組みが行われているため。 ○経済的効果 交通量について、本特定事業を開始した平成28年度以降、令和元年度まで増加傾向にあり、順調に推移していました。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低迷していますが、需要変動に関するリスク分担により、一定以上の料金収入減少分は公社から運営権者へ補填されるため、民間事業者は安定した経営状態が確保されています。公社についても運営権対価収入により、償還準備金が着実に積み立てられており、事業の健全性に問題は生じていません。 また、りんくうI C の出口追加工事を実施し、地域の問題となっていた渋滞が解消され、周辺交通の円滑化に寄与しています。今後も来春完成予定の天府

		パーキングエリア下り線の整備をはじめ、阿久比パーキングエリア上り線及び武豊北インターチェンジの新設など、さらなる地域活性化を図ります。 ○社会的効果 パーキングエリアにおいて、沿線自治体、地元企業・団体等と連携して地域産品のPRイベントを開催しており、主催団体や道路利用者から好評を得ており、沿線施設等の利用増加など地域の賑わい創出に寄与しています。
--	--	--

Q 3. 地方公共団体として果たしている役割

本特定事業を安定的に継続するため、モニタリング組織に県が参画しています。

民間事業者が実施する地域活性化事業について、県庁内に部局横断的な連絡調整会議を設置し、事業化に向けた手続きが円滑に進むよう、県としてしっかりと支援しています。

また、市町村の担当課との調整についても、積極的に関わることであります。

Q 4. 地域の工夫

モニタリング体制について、「担当者レベルの連絡会議」、「事業責任者レベルの業務報告会」、「経営責任者レベルの協議会」という複層のモニタリング組織を設けて、道路公社と民間事業者の意思疎通の促進及び安定的な事業の進捗に努めています。

また、有識者からなる第三者委員会、ファシリテーターを設置し、公社と民間事業者間の協議事項について、中立的・専門的な立場からアドバイス等を受けることが可能な体制を整備しています。

Q 5. 特定事業が成功するための鍵

Q 4 と同じです。

Q 6. 地域特有の条件による効果等

愛知県	愛知県道路公社が管理する有料道路は供用延長、料金収入ともに全国でも上位に位置する有料道路であるとともに、運営権の存続期間を料金徴収期間満了までの約 30 年としています。 本特定事業の開始以降に同様の事業が他地域で発現しないことからすると、特有の条件と思われます。 本特定事業と同等の規模感があれば、民間事業者の安定的な経営につながり、民間事業者の創意工夫による様々な取り組みが行われるものと考えられます。
-----	--

Q 7. 追加で緩和することが望ましい規制事項等

愛知県	特にありません。
-----	----------

Q 8. 特定事業の将来に向けての展望等

愛知県	全国初の有料道路コンセッションであるため、適切な運営はもとより、地域活性化事業の効果が道路利用者や地域に一層広がり、この事業が成功モデルとなるように取り組んでまいります。 また、約 30 年間にわたる長期のプロジェクトであるため、今後のコンセッションの動向をしっかりと見てまいります。
-----	--

【規制の特例措置ごとに異なる質問項目】

＜認定地方公共団体への質問＞

Q 9. 各年度における実績・成果

運営権対価（目標、目標の根拠、実績）

○平成 29 年度

目標：4,294,862 千円

目標の根拠：実施契約書における当該年度年割額

実績：4,564,721 千円

○平成 30 年度

目標：4,345,691 千円

目標の根拠：実施契約書における当該年度年割額

実績：5,095,462 千円

○令和元年度

目標：4,397,121 千円

目標の根拠：実施契約書における当該年度年割額

実績：4,940,225 千円

○令和 2 年度

目標：4,449,160 千円

目標の根拠：実施契約書における当該年度年割額

実績：3,047,582 千円

※各年度実績額は需要変動による調整後の額。

通行台数（目標、目標の根拠、実績）

○平成 29 年度

目標：52,355 千台

目標の根拠：計画交通量の 4%増

実績：54,228 千台

○平成 30 年度

目標：52,425 千台

目標の根拠：計画交通量の 4%増

実績：56,294 千台

○令和元年度

目標：52,659 千台

目標の根拠：計画交通量の 4%増

実績：55,891 千台

○令和 2 年度

目標：52,490 千台

目標の根拠：計画交通量の 4%増

実績：47,063 千台

維持管理・運営業務の要求水準が達成されたか

運営事業者の責めに帰すべき重大なトラブル等はなく事業が行われています。

利便施設等運営業務の要求水準が達成されたか

運営事業者の責めに帰すべき重大なトラブル等はなく事業が行われています。

Q10. 地域経済への影響について

交通量について、本特定事業を開始した平成28年度以降、令和元年度まで増加傾向にあり、順調に推移していました。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低迷していますが、需要変動に関するリスク分担により、一定以上の料金収入減少分は公社から運営権者へ補填されるため、民間事業者は安定した経営状態が確保されています。公社についても運営権対価収入により、償還準備金が着実に積み立てられており、事業の健全性に問題は生じておりません。

また、りんくうICの出口追加工事を実施し、地域の問題となっていた渋滞が解消され、周辺交通の円滑化に寄与しています。今後も来春完成予定の大府パーキングエリア下り線の整備をはじめ、阿久比パーキングエリア上り線及び武豊北インターチェンジの新設など、さらなる地域活性化を図ります。

Q11. 対象道路の交通状況変化

Q10と同じです。

Q12. 対象道路の周辺地域の活性化について

地域産品のPRイベントや、パーキングエリアのリニューアルが行われており、地域の賑わいにも寄与しています。民間が実施する地域活性化事業が実現されれば、さらなる地域の活性化と有料道路の利用促進との相乗効果を期待できるため、今後事業の円滑な実施向け、公社と協力しながら支援していきます。

Q13. 本特定事業の全国展開について

○効果・問題等の発生について

愛知県道路公社が管理する有料道路は供用延長、料金収入ともに全国でも上位に位置しており、それに伴うスケールメリットが考えられることと、地域ごとに事前の調査・検討が必要であることから、他地域でも同様の効果が発現するかどうかは分かりません。

○地域への影響について

地域によって条件が異なるため、現時点で特段の影響があるかどうかは不明ですが、他地域で有料道路コンセッションが導入され、地域特性により新たな維持管理の効率化の手法等が出てくることを期待します。

Q14. 他の自治体、道路管理公社等から実施状況の問い合わせ等について

平成28年度より、22の自治体、公社等から視察、問い合わせ等を受けています。

代表的な問合せ等の内容は、「制度導入の経緯・導入後の状況について」「運営権対価の算出方法について」等です。

Q15. 不適切な道路等設備の保全等、弊害の有無

運営事業者の責めに帰すべき重大なトラブル等はなく事業が行われています。

Q16. 本特定事業に関する関係者からの意見

本事業について意見募集等は行っておらず、本県には特段の意見は寄せられておりませんが、県議会では次の意見が寄せられております。

- ・通行料金が半額に引き下げられたことは、道路料金は上がっても絶対下がることはないと思い込んでいたため、大変大きな衝撃でした。
- ・大府PA上りと阿久比PA下りがリニューアルオープンされ、新たなにぎわい施設として親しまれるようになりました。加えて、新規事業として着工している新設のPAが大府下りと阿久比上に設置されることにより、一層のにぎわい創出にもつながると期待が寄せられています。
- ・衣浦トンネル、衣浦豊田道路の利用促進、地域企業、住民の利便性向上のためにETC設備をお願いしたいと思います。

<道路公社への質問>

Q17. 道路公社のメリット

運営権対価の受入れにより、償還準備金の繰入を予定通り行っており、安定的な経営ができています。近年は、新型コロナウイルス感染症により通行量が減少していますが、運営権対価の受入れ、適切なリスク分担により、安定した経営を継続できています。

Q18. 運営権の譲渡による道路管理の質や効率性の向上について

運営権者による道路管理の効率化については、下記のとおりです。

1. 維持管理情報（図面・点検調書等）のデジタル化・クラウド化・データベース化

紙ベースで保管されてきた膨大なアナログ情報をデジタル化した上で、維持管理の担当者が直感的に情報を検索する（視覚的かつ全体的な表示で見つける）ことができる GUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェース）を用いて橋梁や函渠などの構造物の諸元や、設計図、点検調書などを格納・表示するシステムを構築し運用しています。点検調書や補修設計などの情報を当該システムで一元管理することにより、効率的な資産管理が可能となりました。

2. モバイルカメラを活用したテレビ会議システムの導入

モバイルカメラを活用したテレビ会議システムを導入したことにより、現場での点検作業者と事務所の責任者がリアルタイムで繋がり、緊急時などの被害状況の早期把握や点検者に対する本社からの技術バックアップ等を行うことが可能となりました。

3. 点検用タブレットの導入

点検作業に電子帳票「i-Reporter」を導入し、道路施設定期点検や雪氷体制の記録、道路損傷の報告書等に活用しています。道路施設定期点検においては、従来の紙ベースと比較して、過年度の点検結果との比較が容易になる等、業務の効率化を図っています。

4. 愛知アクセラレートフィールドの取組

「愛知アクセラレートフィールド®」は、実際に供用されている施設を活用して技術実証を行うことにより、道路運営事業における社会的課題を解決しながら技術の社会実装を支援するしくみとして、ARC が構築し 2018 年 8 月から運用を開始しました。

本しくみは、ARC が中心となって抽出した社会インフラの運営・維持管理上の課題に対し、これを解決する新技術のマッチングを行い、供用環境にある実際のインフラ施設を活用して技術実証を行いながら課題の解決を図るものです。本しくみで効果が認められた技術を当該事業の実務で活用することにより、効率的な道路運営に繋がるとともに、地域住民のみなさまに対してより低廉で良質な道路サービスの提供を目指しています。

2021 年 10 月には、本しくみを開始して以来、初めて 1 件の先進技術の社会実装が実現しました。この技術は「三次元レーザーダを利用した、逆走車・誤侵入歩行者防止システム」であり、有料道路出入口において、「三次元レーザーダ」を用いた逆走車や誤侵入歩行者の防止システムとしては、全国初の採用となりました。

このように当事業においては、先進技術による道路管理の効率化が積極的に行われています。

Q 19. 運営権の譲渡による公社の事業全般への影響について

安定的に得られる運営権対価収入により、借入金の返済を確実に行うことができます。また、運営権者の創意工夫によるITや新技術の導入等により効率的な管理運営の確立に取り組んでおり、成果をあげています。

Q 20. 運営権の譲渡による問題点について

公社と運営権者において締結している実施契約書には、政策変更、法令改正、不可抗力等が発生した場合の費用の分担方法が規定されていますが、明示されていない個別の事象（施設損傷を伴う災害を除く）に係る取扱いについては協議を実施し、解決を図ってきましたが、今後も新たな事案の発生が予想されます。

Q 21. 本特定事業を全国展開する場合の効果等

当公社の所有する有料道路は供用延長、料金収入ともに全国でも上位に位置する有料道路であり、それに伴うスケールメリットが考えられますが、他地域でも同様の効果が得られるかは分かりません。

道路管理の質や効率性の向上につきましては、運営権者のノウハウに依るところが大きいと思いますが、同様な程度の効果が期待できると考えます。

Q 22. 不測の事態が発生した場合の調整等について

1. 「物価変動に基づく本物価変動対象費用の調整」における指数の遡り改定の取扱い（平成30年度）

実施契約書に基づき採用する各指数について、各年度の精算後の翌年度以降にその指数が遡り改定されることがあったため、運営権者との協議により「遡りの精算は行わない」旨を取り決めました。

2. 「需要変動に基づく調整」など各種リスク負担にかかる消費税の取扱い（令和3年度）

運営開始時においては、「課税」による算出を行い、国税局に対して「課税申告」を予定していましたが、国税局において「不課税として申告すべき」との指導があったため、各種負担金の算出方法について、運営権者との協議により「税抜きで算出する」旨を取り決めました。

3. 災害復旧工事における設計・調査の費用負担

120万円以上の災害復旧工事の費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の解釈に基づき公社が負担することとしていますが、その工事に伴う設計・調査費用の費用負担については、事前定められていなかったため、公社・運営権者間で協議を実施し、120万円以上の災害復旧工事の場合は、これに伴う設計・調査費用についても公社が負担することで合意することとなりました。

Q 23. 減収となる期間が想定される場合の調整について

実績料金収入の減少に対して行う需要変動に基づく調整は、理由を限定していないため、災害や景気変動等を理由とする減収にあっても同様の取扱いを行います。

ただし、その期間が長期に亘ると見込まれる場合は、運営権者に対して計画料金収入の見直しなどの協議を申し出ることを予定し、公社において負担する費用が公社事業へ多大な影響を及ぼさないよう調整を行っていきます。

Q 2 4 . 本特例事業に関する関係者からの意見

事業運営に関する利用者からの意見等に公社運営時からの大きな変化はなく、地元市町からも公社運営時と変わらず維持管理業務を実施しているとの評価を得ています。

<運営権者への質問>

Q25. 本特定事業による財政影響について

- ・ 弊社は道路運用事業のみを行うための特定目的会社であり、本事業が直接弊社の財政状況に結びついて
います。道路料金収入に関しては運営開始から3年間はプロフィットシェア、その後コロナの影響を受
けた2年間は交通量が減少しロスシェアとなり、公社から売上高の一部補填を受け財政に好影響があり
ました。また運営権等の償却については生産高比例方式を採用している為、コロナ禍においては償却の
先送りとなり純資産が増加され、一時的には財政に好影響もたしている様に見受けられますが、長期
的な視点で見ると好影響を受けているわけではありません。

Q26. 道路管理業務の改善点について

- ・ 竣工図書、台帳、帳票等をデジタル化して、システムにて一元管理を行っています。これにより、道路
構造物の劣化状態や修繕履歴が明確になり、適切な中長期修繕計画を立案し、構造物（舗装、橋梁、函
渠等）の点検を定期的に行い、その結果に基づいて健全度を決定し、早期に施工を行うことにより安
心・安全な有料道路の提供をし、利用者からの苦情・クレームが減少しています。
- ・ ISO55001を取得し、本線渋滞損失時間、死傷事故率、逆走事案等を重要管理指標(KPI)にて管理し、発
生事案の多い箇所に関して対策を講じ、発生を抑制しています。
- ・ 新技術(ドローンによる橋梁点検等)の導入により、劣化状況を早期に発見し修繕・改修を行っており、
安心・安全な有料道路を提供しています。
- ・ 従来の公共側の単年度発注、個別発注されていた業務を、複数年包括委託業務として発注し、発注額の
抑制及び担い手を確保しています。

Q27. 運営権取得後のサービス改善について

■改善を図った点

1. レストラン・売店棟の建築リニューアル工事（隈研吾建築事務所による設計・監修）
2. レストラン・売店棟の運営テナントのブランディング
⇒ AQUAIGNIS（辻口・笠原・奥田3シェフを起用した）商品ラインナップや料理提供、魅力UP
3. トイレ棟の建築・設備リニューアル工事
4. 情報配信施設の充実（SNSサイネージ、モニターによる画像配信、ラック収容力の増大等）
5. PAイベントの実施（地域活性化につながるイベント活動：5年間で88日間実施）
6. ブランドブックの発行

■効果

1. 世界的に著名な建築家による「大きな木の庇」をモチーフにした建造物として着目されています
2. 他のパーキングエリアにない施設の装い、シェフと地元店舗コラボ商品の開発（15種21品）による地
域活性化
3. トイレの利便性向上、清潔で安心して使えるトイレとして満足度向上
4. 情報配信力の向上、誘客・行動変容の促進
5. 地域観光PR促進、様々な団体との広域連携を図り地域活動の活性化へ寄与し、民間ならではの企画に期
待を寄せられています

(セーフティ・サンタラン 2017-2018-2019、トレジャーロード in 知多半島 2021)

6. 地域ごとの穴場紹介等、新たな訪問の機会を誘発し、有料道路周辺地域の「ファン」づくりと人流を創出中

Q28. 不測の事態が発生した場合の調整等について

1. 異常な積雪

例年にない降雪量となった気象に対して不可抗力の適用を求めるものです。協議文書のやりとりにより調整を行った結果、不可抗力とは認められず、除雪に要した費用は運営権者による負担となりました。これを受け、公社・運営権者間で調整し、大雪における異常気象の定義を定めました。

2. 施工不良に対する瑕疵

建設当時の施工不良を伴う構造物は本来の性能を有した状態ではなく、それに起因した損傷に対する瑕疵補修を求めるものです。協議文書のやりとりにより調整を行った結果、補修設計の見直しを行い、工期短縮やコストの削減が可能な工法選定について検討しました。この縮減化された工法に対する費用の負担は道路公社による負担となりました。

3. ポットホールの定義

要求水準書に記載の「ポットホール」に対する定義付けがなく、加熱合材による補修基準の明確化を図ったものです。会議や打合せにより調整を行った結果、寸法による定義付けを行って運用に適用しました。調整が難しかった点は特にありません。

Q29. 減収となる期間が想定される場合の調整について

・災害等の影響で公社負担となるものとして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に定める災害復旧事業に該当するもの。また災害等の不可抗力により道路の運営が相当期間にわたって不可能、若しくは著しく困難となる場合で、かつ運営権者により予見できず、その増加費用の発生防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと公社が認めるもの。

Q30. 運営における問題点について

1. 新型コロナ終息後のニューライフスタイル定着による交通量減少

現在も新型コロナ感染拡大により交通量は計画値を下回っています。一番の懸念事項は、コロナ終息後に在宅勤務をはじめとするニューライフスタイルにより、交通量がコロナ前の状態に戻らないリスクがあることです。

2. 高齢者ドライバー増加による危険運転の増加

逆走事案を中心に高齢者の事故が増えています。道路管理者側の立場として、安心安全な道路運営・施設保守を行う義務がある一方、高齢者による逆走を道路設備側の対策のみで対応することは困難です。早期に免許返納を促す等、社会全体としての仕組みづくりが必要であると考えています。

3. スーパーシティを始めとするデジタル化・DXへの対応

構造特区での事業であり、民間が運営する有料道路事業として、スーパーシティを始めとするデジタル社会、自動運転社会の実現等、新しい社会インフラの構築に貢献したいと考えています。そのためには大きな投資が必要ですが、道路資産を所有する道路管理者からの投資、公共側の財政的支援に加え、民間側

での事業計画以上の収入確保の方策が必要となります。規制緩和に基づく新たな収益源の獲得に向けて、官民が連携する仕組みが必要です。

Q 3 1. 本特定事業を全国展開する場合の効果等

- ・ 事業の大小や運営期間の長短に大きく影響されるが、傾向としては同様の事象が起きるものと考えられます。
- ・ 入札時には、公社側から橋梁点検結果等の多くの資料を開示いただいたが、運用中の有料道路であったため全ての構造物を確認することは不可能であった。書面に基づき劣化状況を把握することには限界があり、既存構造物に運営権を設定するブラウンフィールド案件の難しさを感じています。ブラウンフィールド案件における、想定外の劣化については影響が大きいと考えられます。当事業は8路線とまとまりのある事業のため、1つの路線で想定を超える修繕費が発生したとしても、他の路線、他の工種にて調整できる余地がありますが、小さい案件になると、想定以上の修繕費はSPCの事業継続性に直結します。
- ・ 本事業においては竣工図書や台帳の電子化、システムの導入、ISO55001の取得を行っており、これらは道路運用のレベル向上に大きく貢献しています。しかし、SPCの売上げが数億円程度の案件の場合、システム導入等に投資する余裕がなくなり結果として、民間のノウハウを活かすことができず、利用者サービスの向上に資する取組が困難となります。

Q 3 2. 本事業に対する意見等について

(要望)

- ・ 通行料金の値下げ
- ・ ETCでの通行不可能道路へのETC装置設置（特に衣浦T・衣浦豊田道路）
- ・ 大府西ICからの伊勢湾岸道・名二環への直接乗り入れ道路の新設
- ・ PAを一般道から利用したい
- ・ 自動二輪車の料金値下げ

(クレーム)

- ・ 料金所収受員の対応の悪さ
- ・ 料金支払い時の金額間違い

(ご意見)

■施設の維持管理に関する住民、利用者からのお声

- ・ 苦情対応がよかった。公社時代より対応が早い。すぐに見に来てくれて助かっている。
- ・ 側道に出た植栽の対応が早い。道路損傷の対応も早くなった。
- ・ 舗装修繕工事を頑張っている。走りやすくなり快適である。
- ・ 管理隊の対応が良くなった。事故や故障車対応中に利用者を社外で待ってもらう必要がある場合、熱中症対策で経口補水液や瞬間冷却剤の配布、雨の日の傘の貸し出し、安全チョッキの貸し出し等の対応等、のサービスが良い（過去に感謝の手紙もいただいたこともある）。
- ・ 夜間の草刈りにより渋滞が削減された。

■PA売店・レストランに寄せられたお客様からのお声

- ・施設全体がとても綺麗になった。
- ・取り扱う商品ラインナップが RN オープン時よりも更に増えて便利になった。
- ・レストランで提供される食べ物が出来立てで、味もとても美味しい。
- ・店舗内の清潔感がある。
- ・店員さんから声をかけてもらえて嬉しい。
- ・キッチンカーが出店されるようになり、PA らしく賑やかになったと感じられる。
- ・パーキングの装いが変わった（昔に比べて良くなった）のに、もっと道路（懸垂幕や電子掲示板等）で PA の宣伝をしても良いのでは？
- ・トイレもきれいだしわかりやすいし入りやすい。ゴミ箱も捨てやすい設置になっており使いやすい。
- ・以前に比べ、清潔感が増し、利用しやすくなった。食券の券売機のメニューを見やすくしてもらいたい
- ・以前より明るい感じの PA になったと思う。
- ・清潔感のあるスペースにゆとりのある、見晴らしのいいレストランがいい。

■料金収受に寄せられたお客様からのお声

- ・とても気持ちの良い対応をしてもらった。是非お礼を伝えて欲しい。
- ・収受員の対応がとても良かった。感謝の気持ちを伝えたい。
- ・トレー収受で対応している収受員がいて非常に気分がよかった。

関係府省庁による調査結果

令和3年度調査報告(規制の特例措置用)

1. 関係府省庁名	国土交通省
2. 特例措置番号	1228
3. 特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業

4. 弊害の発生に関する調査

① 調査内容	現在コンセッションを行っている道路管理者である愛知県道路公社に対し、運営権者が道路の維持管理等を行ったことによる影響及び今後の見込みについて調査を実施。 1. 運営権対価の支払いによる償還が予定通りか。今後の償還見込み。 2. 愛知県道路公社運営時と運営権者運営時(コロナの影響を受ける以前を含む)の通行台数及び料金収入を比較。今後の見通し。 3. 維持管理・運営状況について愛知県道路公社の要求水準の達成状況及び是正措置等を講じた案件がある場合は具体的な内容。現在提示している維持管理における要求水準以外で今後運営権者と協議が必要な案件。 4. 運営権者がコンセッションを行うにあたり運営権者の創意工夫等で成果があったか。 5. 運営権者が交通の円滑化に資する取り組みを行っているか。ある場合は具体的な内容。 6. 運営権者の運営により、地域活性化に資する取り組みはあるか。ある場合その具体的な内容。 7. コンセッションが影響して利用者からの苦情等があったか。ある場合はその具体的な内容。 8. 愛知県道路公社及び運営権者において、コンセッション導入により課題が生じているか。いる場合はその具体的な内容。
② 調査方法	愛知県道路公社に対しアンケート調査を行い、必要に応じてヒアリングを実施する。
③ 調査対象	愛知県道路公社(1件)
④ 調査の実施時期	調査票の配布 令和3年12月1日 調査票の回収 令和3年12月28日
⑤ 調査結果	令和2年度までは交通量・料金収入ともに計画値を上回って推移していたが、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は交通量・料金収入ともに計画値を大幅に下回っており、これにより、運営権対価の支払が一部先送りにされているとのこと。今後の見通しについては、新型コロナウイルスの影響から現時点で長期的な見通しを判断することは難しいため、感染症の収束状況や社会経済動向を注視していくとのことであった。 なお、運営権者の創意工夫により、維持管理情報(図面・点検調書等)のデジタル化等がなされているとのこと。
⑥ 特区において適用された規制の特例措置による弊害の発生の有無	要求水準書の達成状況については、公社が実施するモニタリングにより、未達と判断された案件が72件あり、具体的には、交通管理業務に関する要求水準の未達に係る是正勧告や関係法令遵守に関する要求水準の未達に係る是正指導等がなされた。
⑦ 全国展開により発生する弊害の有無	当該特例の事例は1件のみであり、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は交通量・料金収入ともに計画値を大幅に下回っており、これにより、運営権対価の支払が一部先送りにされているところ、現時点で長期的な見通しを判断することは難しく、感染症の収束状況や社会経済動向を注視していく必要がある。運営権者からも、これまでの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により人流が制限され、現在の交通量も計画を下回っており、在宅勤務をはじめとするニューライフスタイルにより交通量がコロナ前の状態に戻らないリスクがあることを懸念しているとの意見が挙げられている。 更に、本特例は、料金の弾力的な値下げを行っても、運営権者が収入を確保し公社に対して建設債務の償還に必要な運営権対価が支払われるように、近傍に立地する商業施設等の運営と連携して公社管理道路の運営を行うこととしているが、本件においては、まだそのような事業を実施できていない。 以上のことから、全国展開による弊害の発生の有無についても、現時点で判断することは困難である。

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を収受できる主体は、地方道路公社に限定されている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。 2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。 3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結しなければならない。 4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を収受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。 5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。
同意の要件	民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項（第5号に係る部分に限る。）に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。 3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。 4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が上記1により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。 5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公社の定款に定める方法で公告しなければならない。 6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。 7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が収受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。

1 2 2 8 民間事業者による公社管理道路運営事業

1. 特例を設ける趣旨

公社管理有料道路の通行者及び利用者（以下「利用者」という。）の利便の増進を図るため、地方道路公社（以下「公社」という。）が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）に基づくコンセッション方式を活用して民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設等の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することが、当該公社管理道路の利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該公社は、民間資金法第 19 条第 1 項の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとします。

公社管理道路運営権者が収受する利用料金は、民間資金法第 5 条第 1 項の規定に基づき公社が定める実施方針（以下「実施方針」という。）に従い、かつ、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

（１）公社管理道路運営事業に係る利用料金の収受（特例措置の内容 1）について

- ① 特例措置の適用に当たっては、公社管理道路運営事業の実施主体である民間事業者及び公社だけでなく、利用者も含めた 3 者にメリットがある枠組みを構築することが必要です。このため、特例措置を講ずる目的として「公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図る」ことを規定するとともに、特区計画や民間資金法に基づく手続きを通じて、「民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利

便の増進に支障を生じないことが確認されること」を同意の要件としています。

- ② 「公社管理道路」については、公社が道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第 14 条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第 15 条第 1 項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており、当該特例措置は、民間事業者が自らの判断により道路の新築又は改築を行うことを許容するものではありません。

- ③ 「その近傍に立地する商業施設その他の施設」とは、公社管理道路の近傍に立地する商業施設（サービスエリアやパーキングエリアを含む。）、レクリエーション施設、観光施設、物流施設、空港等をいいます。

「当該施設を運営する事業と連携して」については、

- ・ 民間事業者が公社管理道路の運営とあわせて、パーキングエリアの商業施設等も運営すること
- ・ 近傍の商業施設等の運営者と協議会を開催し、公社管理道路の利用の促進を図ること

など、連携の取組みを幅広く想定しており、民間の運営による公社管理道路の利用者へのサービスの向上の結果として、道路を通行してこれらの施設を利用する者が増加し、地域の活性化の実現につながることが期待されます。

（２）公社管理道路運営権者による供用約款の決定等（特例措置の内容 3）について

- ① 公社管理道路運営権者による公社管理道路運営事業の適正な実施については、民間資金法第 22 条第 1 項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）と、第 28 条の規定に基づく指示等、第 29 条の規定に基づく公共施設等運営権の取消し等を通じて、公社が公社管理道路運営権者を監督することによって担保することとなります。

「供用約款」とは、公社管理道路運営権者と利用者との民事上の契約関係を規律するものであり、公社管理道路運営権者は、実施契約を締結する場合には、

- ・ 供用約款の決定手続（例：公社に対する事前届出）

- ・ 供用約款の公表方法（例：事業場において公衆に見やすいように掲示）
- ・ 利用料金の公表方法（例：事業場において公衆に見やすいように掲示）

をその内容に含むものとし、公社は、当該契約に基づき、利用者保護の観点から適切な内容の供用約款が定められ、利用料金とあわせて公表されている旨を確認等することとなります。

（３）公社管理道路運営権者による利用料金の決定手続（特例措置の内容４、特例措置に伴い必要となる手続き１～５）について

- ① 当該特例措置は、民間事業者が、利用料金を自らの収入として収受して公社管理道路の運営を行い、民間の創意工夫により当該公社管理道路の利用者へのサービス向上を図るものであるため、公社管理道路運営権者は、公社が認可を受けて定めた上限の範囲内で、弾力的に利用料金を決定することができることとします。

その際、公社が定める利用料金の上限及びその徴収期間については、道路整備特別措置法に定める料金の額の基準のうち上限に係るもの及び料金の徴収期間の基準と同様の観点から、国土交通大臣が認可により確認することとするとともに、当該認可に当たって、本来道路管理者である地方公共団体の同意及びその議会の議決を必要とすることとしています。

- ② 公社が公社管理道路運営権を設定する際に既に許可を受けている料金の額及びその徴収期間については、上記の要件を満たすことが明らかであるため、公社が認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなすこととし、改めて認可手続きを経ることは要しないこととしています。
- ③ 公社管理道路運営権者は、公社が認可を受けて定めた上限の範囲内で、具体的に利用料金を定める場合には、民間資金法第 23 条第 2 項の規定に基づき、公社に利用料金の額を事前に届け出る必要があります。当該届出を受けた公社は、その内容を国土交通大臣及び本来道路管理者である地方公共団体に通知するとともに、公告しなければならないこととしています。公告の方法については、公社の定款に定める方法とし、具体的には、地方公共団体の公報への掲載等を想定しています。
- ④ 民間事業者の創意工夫による公社管理道路の運営の結果として、利用料金収入の増加や管理費用の縮減等により生じる収支差については、構

造改革特別区域法施行令第6条第1項第3号の規定に基づき、利用料金
の上限の設定時と著しく異ならない範囲において、実施契約等に一定の
ルールを設けて、効率的・効果的な事業運営を促すインセンティブとし
て民間事業者に付与することが可能です。

(4) 国土交通大臣による運営権対価の額の認可（特例措置の内容2、特例措
置に伴い必要となる手続き6～8）について

- ① 民間事業者が公社管理道路運営事業を実施する場合において、公社は、
利用者から徴収する料金収入に代わって、公社管理道路運営権者から徴
収する運営権対価収入により、当該公社管理道路の建設債務を償還する
こととなるため、公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営
権の設定の対価（以下「運営権対価」という。）を徴収しなければならない
こととするとともに、国土交通大臣が運営権対価の額を認可すること
により、公社による建設債務の確実な償還を担保することとするもので
す。

運営権対価の額の認可基準は、当該額が、公社が収受する当該公社管
理道路に係る占用料等の収入と併せて、公社が要する当該公社管理道路
の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を利用料金の徴収
期間の満了の日までに償うに足りる場合に限り、認可をすることができ
ることとします。

- ② 公社は、当該認可を受けようとするときは、利用料金の上限及びその
徴収期間の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載
した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならないこととします。
収支予算の明細については、公社管理道路ごと、年度ごとに、徴収する
運営権対価の額、運営権対価を分割払いとする場合の利息の額、一括払
いとする場合の運用益収入の額、占用料等の収入の額、公社と公社管理
道路運営権者がそれぞれ負担する管理費用の額等の内訳を明らかにして
作成するものとします。
- ③ 公社は、実施方針及び実施契約において、「運営権対価を徴収する旨及
びその金額」を定めることとし、当該契約に基づき確実に運営権対価を
徴収することとします。

(5) その他（特例措置の内容5等）

- ① 当該特例措置に基づき公社管理道路運営権者が収受する「利用料金」については、道路整備特別措置法における「料金」に係る規定はそのまま適用されないことから、必要な読替えを行った上で適用することとしています。

なお、利用料金を不法に免れた者から収受する割増金を含め、未収の利用料金については、公社管理道路運営権者が、民事上の手続きで請求することとなり、強制徴収の対象にはなりません。

- ② 道路整備特別措置法における「料金」以外の規定は、現行どおり適用されます。

一般的に、道路法による道路の管理における事実行為については、民間主体に事務委任することが可能であり、公社管理道路運営権者は、民間資金法に基づき、公社管理道路の運営等に当たって必要な事実行為を行うことが可能です。道路整備特別措置法第 17 条の規定に基づき公社が代行する道路管理権限のうち、

- ・ 公権力行使に該当する権限（例：占用許可 等）
- ・ 特別な管理の方法を定める権限（例：共用管理施設管理協議 等）
- ・ 他の行政機関等と関与する権限・手続（例：都道府県公安委員会の意見聴取・通知 等）

については、公社管理道路運営事業を実施する場合も引き続き公社が行使用することとなりますが、この場合であってもこれらの権限に係る事実行為（補助的事務、物理的行為等）を公社管理道路運営権者に委ねることは可能です。

また、公社管理道路運営事業を実施する場合であっても、公社管理道路の管理の最終的な責任を負う主体は引き続き公社であり、道路整備特別措置法第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項、地方道路公社法第 39 条等の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事は、公社に対し、監督等ができることとなっています。

- ③ 当該特例措置に関する国土交通大臣の権限は地方整備局長等に委任されているため、認可申請、通知等の必要な手続きは、地方整備局等に対して行っていただくこととなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

（１）特区計画（本体）

- ① 特区計画の認定申請は、公社の設立団体である地方公共団体が、単独又は共同で行うことができます。
- ② 「３ 構造改革特別区域の範囲」には、特例措置の対象とする公社管理道路及びその近傍の地域等を具体的に明示するとともに、「添付書類（１）区域の図面」において、当該公社管理道路及びその近傍に立地する商業施設等で公社管理道路運営事業との連携が想定されるものを記載してください。
- ③ 「４ 構造改革特別区域の特性」には、特例措置の対象とする公社管理道路の交通の状況、その近傍に立地する商業施設等の利用の状況など、当該地域において規制の特例措置を講じる必要性を記載してください。
- ④ 「７ 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」には、特例措置の適用により「公社管理道路の利用者の利便の増進」として期待される効果について、定量的な表現を用いて、定量的な指標の根拠や検証方法を明らかにして記載してください。

（２）特区計画（別紙）

- ① 「２ 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」は、公社管理道路運営権を設定する公社及び公社管理道路運営事業を実施する民間事業者となります。

民間事業者については、特例措置の適用を受けて実施される民間資金法に基づく手続き（民間事業者の選定、実施契約の締結等）を通じて特定されることが想定されるため、「添付書類（２）特定主体の特定の状況」に、これまでの調整状況、特定する方法、今後の予定等をできる限り具体的に記載してください。

また、特区計画の作成に当たり、これら関係者から聴取した意見については、「添付書類（４）関係者の意見」に記載してください。

- ② 「５ 当該規制の特例措置の内容」には、
 - ・ 特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠（例：公社管理道路の交通の状況、公社管理道路の近傍に立地する商業施設等の利用の状況、当該商業施設等を運営する事業との連携として想定される内容及びその確認方法）
 - ・ 特例措置に伴い必要となる手続の実施方法
 - ・ 「同意の要件」で求められている弊害の防止措置の内容（例：公社管

理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことの確認方法)
など、特例措置を適用するために必要な内容を記述してください。

- ③ 「添付書類（３）工程表」については、民間資金法に基づく手続き（実施方針の策定・公表、特定事業の選定、民間事業者の公募・選定、実施契約の締結、公社管理道路運営事業の開始等）に関するスケジュールが明らかになるように記述してください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

国家戦略特別区域で活用している計画の一覧

番号	都道府県名	市町村名	実施主体	区域の範囲	内容	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	実施時期
1	愛知県	—	区域計画の認定後、愛知県道路公社から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく公共施設等運営権を付与された民間事業者	名古屋市、半田市、碧南市、豊田市、常滑市、東海市、大府市、知立市、日進市、長久手市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域 (※上記の有料道路8路線が所在する市町の区域)	愛知県道路公社が管理する有料道路8路線※について、公社管理道路運営権を設定し、利用料金を自らの収入として収受させる等、民間事業者による公社管理道路運営事業を実施する。 ※ 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路	1228	・事業者による公社管理道路運営事業	平成 28 年度より実施

参考:平成30年度の評価意見(抄)

評価意見

①	別表1の番号	1228
②	特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
⑤	評価	その他(2021年度に改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・民間事業者への運営権譲渡以降、通行台数や運営権対価等収入が増加するなどの効果がある。 ・ITを活用した「デジタル維持管理システム」の導入による管理業務の効率化や、パーキングエリアの大規模リニューアルや各種企画の実施など、民間のノウハウを活用したサービス改善の取組により利用者・売上の増加につながっている。 ・契約時には想定していなかった事象が発生し、その費用分担について公社と運営権者間で協議が行われている。 ・当該特例を活用しているのが、供用延長や料金収入が全国でも上位の優良道路であり、特例の全国展開に当たっては各有料道路の経営状況などにより、得られる効果の程度に差が生じると考えられる。 との回答があった。 関係府省庁による調査では、 ・現在のところ、交通量・料金収入については概ね順調に推移している。 ・今後は、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれており、減収分が公社負担となる可能性もあることから、現時点で正確な見通しは判断出来ない。 との回答があった。 また、関係府省庁としては、当該特例の活用事例は1件のみであり、かつ、現時点では事業開始からわずか2年が経過した段階であることから、事業の活用状況等について判断する段階には至っていない。従って、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。 地域活性化部会の審議においては、大規模災害や景気変動等の事業への影響については事例がないものの契約や監査が適正であれば問題はないと考えられ、一般的に民間事業者の手法を活用することによる事業の合理化は見込まれるものであり、関係府省庁はこの取組を促進すべきであるとの意見があった。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**（1）基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び 関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。